

文教福祉委員会会議録

- 1 日時 令和5年5月10日（水曜日）
開会 午前9時56分
閉会 午後3時14分
- 2 場所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名
(出席) 委員長 萱野哲也 副委員長 溝手宣良
委員 山名正晃 委員 小野耕作
" 深見昌宏 " 津神謙太郎
" 山口久子
(欠席) なし
(その他出席者) なし
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名
議会事務局長 西村佳子 同次長 宇野裕
同議事係主査 小野達司
- 5 説明のため出席した者の職氏名
副市長 中島邦夫 政策監 難波敏文
総合政策部長 梅田政徳 政策調整課長 岡本紀子
総務部長 内田和弘 財政課長 横田優子
財政課主幹 岡真里
文化スポーツ部長 林直方 スポーツ振興課長 倉本伸一
保健福祉部長（兼新型コロナウイルス感染症対策室長） 上田真琴
健康医療課長 白神洋 健康医療課主幹 竹下あけみ
健康医療課主幹（兼新型コロナウイルス感染症対策室主幹） 今若睦也
福祉課長 江口真弓
新型コロナウイルス感染症対策室主幹 大西隆之
教育長 久山延司 教育部長 加治佐一晃
教育総務課長 藤原直樹 教育総務課主幹 高谷直樹
教育総務課主幹 佐藤亘
部活動地域移行推進室長 平田壮太郎
学校教育課長 在間恭子 こども夢づくり課長 浅野竜治
地食べ学校給食センターえがお所長 松久茂喜
- 6 調査事項及び報告事項その結果
調査事項
(1) 小中学校の教職員の確保について

- (2) 部活動の地域移行について
- (3) 高梁川河川敷グラウンドの利用状況について
- (4) 病院施設整備補助金の進捗状況について

報告事項

- (1) 保育所入所状況・待機児童数について
- (2) 幼稚園給食の実施状況について
- (3) 通学路の安全・交通安全対策費について
- (4) 義務教育学校について
- (5) 2023そうじゃ吉備路マラソンについて
- (6) 新型コロナウイルス感染症について
- (7) 日中一時支援事業について

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

開会 午前9時56分

○委員長（萱野哲也君） ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席7名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、調査事項の1、小・中学校の教職員の確保についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） それでは、調査事項1番についてです。資料は1ページになります。

まず、上の数字を、表を御覧ください。

これは、教職員の状況についてです。これは、今年度の配置できる教職員の人数になります。ここで、申し訳ございません、数字の訂正が幾つかございます。上の表の6番の県費非常勤講師などの小学校の数ですが、28人を26人に訂正をお願いいたします。それに伴い、二つ下の合計の40人が38人、右上の小学校の合計412人が410人、右下の600人が598人になります。これが正しい数字です。申し訳ございません。

教職員の人数について、最も人数が多いのは1番の基礎定数となっております。この人数についてですが、学級数を基に算出される教員数です。この1番の基礎定数には校長も含まれておりますが、3番から5番の養護教諭や事務職員、栄養教諭などは含まれていないという数になります。2番の加配というものですが、これは1番の基礎定数に加える形で各校の課題であったり進めたい取組に応じて県のほうから加配として配当される数字になっております。

この表の数は、配置ができる数ということではありますが、ニュースなどでも教員不足というようなこともよく聞きますが、598人全てが配置できているというわけではない、そういった現状があります。特に県費の教職員につきましては、正員だけではなく、真ん中辺りの表にもありますが、講師・臨時的任用を配置しております。この71名が実際に配置している講師の数ということになりますので、県費常勤451人の内数でこれだけの臨時の者を配置しているという状況です。

続いて、2番の教職員の確保についてですが、県費の教職員については県教委のほうで採用や配置を行っております。ただ、我々市の職員のほうも人探しのほうでは協力もして県のほうに情報提供などもしている状況でございます。

(2)の市費の教職員についての採用や配置については、我々総社市教委のほうで行っております。特に人員探しにつきましては、学校教育課の者であったり教育長も電話連絡などをして人を探しているという状況でございます。今年度まだ未配置の状況も実際あるというのが実情です。人探しは今現在も続けているんですが、引き続き行っていきたいと考えております。

説明については以上です。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません、御説明ありがとうございます。要は教員不足というものが慢性化しているので、いかに確保していくかというところが課題というのは分かってはいるんですが、確認なんです。要は各校の課題に応じた必要な加配を要望して加配をしていただいているということですが、これがそもそも必要な加配を得られているのかどうかというところの確認。恐らく確保しきれてないんだろーとは思いますが、その確認をまずお願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

そもそも必要な加配が得られているのかということですが、市としては校長のほうから各校の課題についてのヒアリングのほうを行っております。もちろん各校の訪問によって課題のほうも把握をしております。例えば生徒指導の面、特別支援に関わること、また学力向上で少人数で学習を進めていきたいなど、そういったことも校長のほうから聞いております。そういったことをまとめて市教委として県のほうにこの学校にはこういう加配が必要なので、こういう課題があるので、加配を要望するという、校長から加配の要望書も提出されます。それを市として県のほうに提出をしておりますし、紙だけの提出ではなく、実際県教委に対しても市教委のほうから直接それぞれの学校の状況を伝えて要望を伝えている、それに応じて県のほうから加配が配当されるということです。

ただ、希望が全てかなっているのかといえば、そうではありません。県は全県を見ているので、それぞれの市町村あります、加配の数も決まっておりますので、それによって県が配当しておりますので、欲しい加配がもらえなかったということもあるのも実情です。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） ありがとうございます。ということは、一応要求した加配が得られなかった場合に単市の費用でもってまたそこを補填していくということになるんでしょうけれど、そこは足りて、そこで補いきれているのかどうかというのを確認をお願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

市での補いについてですが、上の表で市費の者が全部で109名というふうにあります。この中には100%県から補助をしてもらえる、いわゆる小1グッドスタートであったり業務アシスタント、登校支援員など、109人のうち29名は県からの補助がある人数になっております。残りの80名については、もうこれは市のほうで任用しています。中には12名の学校司書が含まれておりますが、実際に免許が必要な市費の講師は25名含まれています。また、免許は必要ないけれども補助をする支援補助員という者も35名含まれています。

他市とはなかなか比較はできないんですけども、よく他市から総社市に転勤してきた教員の話を見ると、総社市はすごく人に恵まれているというような話も聞きます。先ほどの加配との関係もあります。各校の状況にも合わせながら、これも市費の者をどういった立場の者をどの学校に配置するかはそれぞれの校長から意見を聞いて配置しているという、そういった状況です。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○副委員長（溝手宣良君） ありがとうございます。他市に比べると意見の中では恵まれているという意見もあるというところで承知をいたしました。ただ、だからといって比べたら恵まれているというだけの話であって、充足しているのかといたらそこはちょっと違うのかなとは思いますが、ここの説明にもあるように教員の確保について学校教育課の担当者の方であったり様々な方が過去に勤務歴のある方などにも電話連絡までして必死で集めているというところなんですけど、これはもう正直単市の話ではなく全国的な問題にはなるんでしょうけれども、そもそも教員不足の根本的な原因というのはどういったところにあって、そのフォローが総社市としてできているのであればより総社市に来ていただけるということにつながるのかなと思うんですけど、そもそも根本的な教員不足の原因というのをどのように把握されていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

そもそも教員不足についてですが、いろいろな要因はあるかと思います。実際、学級数の増加によって必要な教員数が増えているということもあるかと思います。また、中ほどの表にもあるように、代員、いわゆる例えば病気で休まれた方の代員であったり、産前休暇、育児休業の代員、こういった代員も必要なんですけど、やはり以前に比べて若手の教職員を任用しているということで、産前休暇、育児休業の取得も多い。そのために代員が必要になってくる。こういったことで、そもそも人数が必要ということもあります。

それから、これはニュースで聞く限りなんですけれども、やはり教員を目指す者が少なくなっているのではないかと、いわゆる時間外勤務のことなどブラックなイメージがどうも先行してしまっているんで、やりがいというよりもそういった時間外勤務の苛酷さ、そういったことが先行して、なりたいという志願する者が少ないのではないかと、そういうところが原因として考えられます。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） というのが、加配を求めるときなどでもそうですけど、先ほどの説明にもありましたように各校に課題をヒアリングしたりすることで、そういった中でそもそもブラックと言われるんですけど、よく、だからそこを解消しようとして早く帰れ、早く帰れと言っても、今度は業務が終わってないのに早く帰れと言われてたら余計プレッシャーを感じますというようなことがあったりとか、いろいろ根本的な原因として解決するのが難しいんですけど、何ゆえブラ

ックと言われなければならないのか。今後総社市だけではない問題ですけど、総社市がこれから義務教育学校も始まっていくことですし、当然この後にもあります部活動のことも含まれていきましようけれど、とにかく人数の確保というのがもうとても大切な問題なんだと思うんです。

総社市がこれだけ例えば単市というか市からこれだけの予算をつけることで、先生に対してもうちょっとボーナスじゃないですけど、保育士のように例えば給料に加算ができるよとか、何かしらメリット、総社市で教員になるメリットとかというものがあつたほうがいいのかと思うんですけど、そういった個々の先生方の現状、希望、窮状、そういったもののヒアリングというのがしっかりできて、それを反映するための方策として何かお考えがあるのかというのをお尋ねしたいと思います。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

まず、何ゆえブラックとという話もございました。部活動の話もしていただいたかと思いますが、実際時間外勤務を見たときに小学校よりも中学校が多いのがやはり現状です。昨年度6月の時間外が特に中学校が多かったんです。その前も6月が多かったんです。学校教育課の中学校籍に何で6月がそんなに毎年多いんだろうと聞くと、やはり部活の大会があるというそんな話でした。もう即答でした。ですので、今後部活動の地域移行が進むことで、さらに学校の働き方改革が進んでいけばと思っております。

今80時間を超える教員をゼロにしようということで取組を進めております。ただ、まだゼロになってないのが実情です。いろいろな工夫ももう限界だという声を現場からも聞きますが、それでもやはり工夫は続けていかないといけないと思います。人が欲しいという声も聞くことも事実ですが、潤沢に人がいるという状況がない事実もありますので、そのあたりは今いる人数、今いるメンバーで履行していかざるを得ないと思っております。

また、給与の加算についてですが、県費については県のほうでということなのでなかなか難しいです。また、市費の者にそういった給与の加算ができるのかということは、今まだ検討したことがありません。そういったことが可能なかどうか、私自身もこの場で何とも言えないんですけども、正直難しい部分があるかなと思っております。

それから、先生方の希望をという話もありましたが、各校で先生方へのヒアリングは校長が直接行っております。それぞれの教職員の声についても校長から我々が聞いております。ただ、県全体を考えたときに、希望で人事というわけにはやはりなかなかいきません。県としても県全体を見て、いわゆる学校という組織のこと、もちろん個人の教員の資質、能力の向上、様々な面で人事配置をしておりますので、例えば総社が魅力的だから総社に勤務したいという者を必ず総社に配置するのとかといえば、そうではない状況にあります。ですが、教員の生活であったり、介護が今後必要になるとか、そういった声は聞きながら、学校の中でも配慮していかないといけない部分はあるかと思っております。

先ほど市費の教員の中に免許が必要なものは25人で、そのほかのものは免許がなくてもできる仕事という話もしました。人の確保の面で免許がある人はできるだけ授業をする、そういった立場になってほしいなという思いもあるんですが、やはり扶養の問題であったりとか家庭の問題で勤務時間が長く取れない、そういった希望も聞きながら、長時間ではない短い勤務のものを選んだりという、そういった配慮はしながら人員配置をしております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） ありがとうございます。私もなかなか難しいことは承知をして申し上げているんですけど、市費でどうにかできる部分だけでもして、総社市はこんな取組をしてるよというのがまた広がることはいいことなのかなと。原則は充実すると、総社に希望をしたから総社に来れるんじゃないなくても、たまたま総社に来た先生でも総社に勤務してたときは本当によかったよという話が広がっていくほうが、県としても考えやすく、総社の取組というのを考えていっていただくことのきっかけになったりとか、何かしらメリットがあるのかなと思ってます。

本当に根本的な、恐らく社会全体を考えなければ、今、学校の先生に対する要求、要望というのが多過ぎる気が当然しております。そういったことも含めて、だから国が動かなければならないとかといった根本的な問題があると思うんですけど、市としてもしっかりそういった声を伝えていく、でき得る限りの何か策を模索し続けて、何かしらの打開策を見つけて先進事例になっていくぐらいに取り組めればいいと言いながら、自分に今アイデアがないのは申し訳ないんですけど、でもちょっとだけ申し上げた例えば今おっしゃったような免許のない方々なんかにももっと手厚いものがあるよとかというだけでも多分来てくれる人が増えたりするのかなとかというふうには単純に思ったりはするので、少しでも先生の環境がよくなるようにという思いを込めて今回調査事項で上げさせていただいた次第でございます。僕自身が明確な答えを持っていないのにこのような言いたいことだけ言ったような形になってしまいますけれど、そういった思いを恐らく全委員同じような気持ちを持ってると思っていますので、今後も引き続き御尽力のほどよろしくお願いします。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） ありがとうございます。今勤めている教職員が働きがいのある、そういった毎日が過ごせるように、またこれから教員を目指す者が働きたいと思えるような、そんな取組もできたらと思っております。なかなかすぐに解決というものは難しいところもあるんですが、でも諦めずに継続して取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日この程度にとどめたいと思います。

次に、調査事項の2、部活の地域移行についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長(平田壮太郎君) 失礼します。

調査事項2、部活動の地域移行について御説明いたします。

資料2ページ、3ページを御覧ください。

まず、現在の国の動向でございますが、令和4年12月に示されました国のガイドラインでは、部活動の地域移行について令和5年度から令和7年度の3年間、改革推進期間とされ、可能な限り早期にまずは休日から、平日の環境整備につきましてははできるところから進めていくとされております。

部活動の地域移行について、背景には少子・高齢化、教職員の多忙化などの社会課題がございます。目的といたしましては、生徒、中学生がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保、それから教職員の働き方改革の推進、さらに今まで部活動の一環として実施してきた教育的価値の継承と、さらに新たな価値を創出していくものでございます。

次に、2ページ目の下の図ですが、学校の部活動が地域クラブ活動に移行された際には運営主体が学校とは異なるものとなります。現時点では地域クラブ活動に移行はまだできておりませんが、その際には部活動地域移行推進室となります。地域クラブ移行後は、運営主体が参加希望の受付や指導者、指導希望者の派遣を行ってまいります。

3ページを御覧ください。

休日の部活動を地域クラブ活動へにつきましては、令和5年度は今後部活動の継続が困難と予想される、生徒数が減ってでございますが、総社中学校と昭和中学校の休日の合同部活動を実施してまいります。その後、令和7年度から総社中学校、昭和中学校の全部活動を地域クラブへ移行していくことを目標としております。また、総社東中学校、総社西中学校についても令和7年度から全部活動につきまして地域クラブへ移行していく目標で進めてまいります。

令和5年度の取組につきましては、まずは平日は各学校で、土日、休日について9時から12時の3時間合同で部活動を実施してまいります。指導者につきましては、現在は顧問の先生と外部指導者が協力して実施してまいります。外部指導者のみで活動が可能な場合は外部指導者のみで実施してまいります。指導者の確保につきましては、昨日3名の方を委嘱させていただきましたが、残り4名の方につきましても勤務条件を確認しながら、顧問の先生と調整し派遣をしてまいります。

次に、指導者研修につきまして、信頼される指導者育成のために包括連携協定を締結している大学などが主催する研修に参加していただこうと考えております。研修参加の後には、各学校や実際

の部活現場で情報共有を図っていただき、指導力向上に努めていただこうと考えております。今年度可能な限りできるところから指導者を中学校へ派遣し、また地域移行が可能な種目から地域クラブ活動へ移行してまいります。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） 御苦労さまでございます。今年度から発足して、大変だろうと思います。

この地域移行の話を先般総社市のスポーツ少年団の会合でいろんな方々と話をさせていただきました。その折に、スポーツ少年団なんで、基本は小学生、中学生も入ってたりするチームもあるんですけど、このことに関して皆さんほとんど無関心、知らないという。バックボーンにある例えば私はサッカーを教えるんですけど、サッカー協会の中でそういう話を今いろいろやっています。これは小学生、中学生、高校生まで含めた全体の話として話をしているんですけど、各スポーツ団体、団体というか地域移行でき得るようなバックボーンが基本ないですよ。例えば、野球は連盟があるかどうか、ほかのバドミントンはどうなのか、バスケットは割とできてるのかな、いろんな意味で各種競技に関してバックボーンがきちりできて、そういった話ができる競技もありますし、全然そこに無関心な方々もおられるというこの現状を、これからいろいろ大変でしょうけど、部活動地域移行推進室長いろいろ情報をこれから取っていくといけんと思うんですけど、そういった情報をいろいろ全体にここに書いてあるように、すぐばさっと網かけでできるようなものではないとは感じておるので、そういった情報をいろんな形で総社市の中で情報を取って共有するということは、今後どういうふう考えてるのか、聞かせていただきたいなと思います。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） ありがとうございます。深見委員の御質問にお答えいたします。

情報をどう取っていくかでございますが、これにつきましては各種団体に出向いて説明し、まずはあるべき姿をお伝えして連携を図っていくのが一番かなと思っておりますが、現在取り組んでいますが、まだまだ中学校の域を出ないところですので、今後そのイメージを共有しながら各種団体に伝えていこうと思います。確かに全く民間のスポーツ少年団であったりクラブであったりについて、受皿というものはまだ全てがあるわけではございません。まずは中学校の学校の中での形を取りつつ、協力して他の受皿の団体につきましても紹介できればなと思っております。出向いて情報共有のほうを図りたいと思います。イメージのほうは漠然としていますので、申し訳ありません。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） 今言われるようなイメージでこれからやられていくのでしょうけど、各種団体がいないところ、各種団体というか、先ほど言うたように例えば総社市バスケットボール協会とか野球協会、そこら辺詳しいことは分かりませんが、そういったバックボーンがあるところは割と話がしやすいかなというふうには思うんですけど、なかなかこれはこれから大変な作業になると思いますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、まず移行に関して現段階で先生方がやってやろうという、この間アンケートの結果で三十何%は頑張ってやってくれるという先生方がおられるということでしたんですけど、これは先生方は当然総社市に長くとどまっていただけ先生がおるとは限らんので、そういったことも含めて先生方の意向は今現在では三十何%はあるんかもしれない、40%近いと言われたんですか、今の現段階の形を先生方が一生懸命やっていただけという競技に対してはそれに地域の支援者を募っていくという形になるかと思ひますけれど、多分スポーツを教える地域の方々というのは基本仕事としてなりわいとしてやってるんじゃないで、皆さんボランティアでやってますけれど、これを土日の地域移行に持っていこうとしたときに、皆さん生活がかかっておりますので、この運営主体というところから多分謝金が出る形になるんであろうと思ひますけれど、そういった運営主体にお金を用意できてるのかどうかということ、そういうことも一つ懸念材料として。国がこれはもう推奨してることなんで、基本はもう国がお金をしっかり用意していかないと駄目と思ひます。これを単市で今は多分取りあえず単市を出して、後補助金が出てくるんかどうか、そういったことも含めて今後考えていかなきゃ駄目だということがあります。

もういろいろ課題が山積してるように、一つ一つ今ここの場でこれをどうすんだ、これをどうすんだと言うても仕方ないんで、いろいろ本当に3名の方でこのことを対応していくというのは大変でしょうけど、協議会も含めて今後ざっくりとした方針は分かりましたけれど、各競技ごとに話を進めていくというような話を今後進めていかざるを得んのかなって思ひますけど、もう一回そこら辺の詳しくこれからやろうとしてることがあれば教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 深見委員の再度の御質問にお答えいたします。

これからやろうとしていくことですが、まず令和5年度につきましては昭和中学校、総社中学校の合同部活動を実施していきます。これにつきましては、継続が困難ということで合同部活動です。

それから、地域移行につきましては、外部の指導者を合わせて昨日委嘱した方ですが、こちら2名のバスケットの先生と吹奏楽1名でございます。こちらの方に外部指導者として入っていただいて、昭和中学校、総社中学校の合同部活動として実施させていただきます。これによりまして、単独指導が可能ですので、先生方の御負担も軽減されると思っております。吹奏楽についても同じように効果が上がっていくと思ひます。

それから、予算につきましては、昨年度予算についてつけていただきましたので、1時間当たり

1,600円という価格で3時間の活動に対して報酬を支払うということになります。こちらについては部活動地域移行推進室のほうでお支払いをするということになっております。

また、あと国からの補助につきましてでございますが、採択された部分もありますので、それにつきまして財源のほうに充当させていただきます。今年度につきましては、取りあえずですが合同部活動の実施による教職員の方の負担軽減を図っていこうと考えております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） ベースにある考え方として、国が示してきている先生方の働き方改革ということが多分ベースにあるんでしょうと思われるんです。そういったことも含めてさっきの学校教育課の課長からいろいろ教えていただいたこともありますし、先生方の働き方ということをこれから総社市を挙げて頑張っていっていただきたいなというふうに思いますし、これは総社市だけじゃなくて岡山県、国全体の話ですけれど、まずもってはトップにおられる教育長を基にそういったことをしっかりと協議をしていっていただきたいなというふうに思います。教育長、一言お願いします。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） ありがとうございます。部活動の地域移行につきましては、非常にいろんな方法があるということもあって分かりにくい部分があります。連盟とか協会とかというお話がありました。例えばサッカーだったらサッカーでその協会にお願いする、総社の生徒たちをサッカーしたい子が集まったので、協会でクラブを立ち上げていただけませんかというようなお願いするという方式もあります。そういうことで進めていこうとしている自治体も今あります。

ところが、総社市の場合は総社東中学校、総社西中学校が非常に規模が大きいです、生徒数が多い。そういう学校が二つあって、あと二つが規模が小さい学校というような、他の自治体、例えば高梁市ですとか、近隣では井原市とか、そういうようなところとはちょっと状況が違います。

そういう状況から、総社市に一番合った形はどういう形かということを検討しまして、総社市では取りあえず運営主体を市でもって、運営主体を例えば協会にお任せするのではなくて、市でもって全体を運営していこうと。協会や連盟との連携協力は、そこから人を派遣していただくということで、そっちにお任せするというんじゃなくて、派遣していただくような形でこれから連携協力を図っていこうというような形になります。それを今進めていこうとしているという状況です。

ですから、形の上で今室長も申しましたが、小規模の2校については合同部活動、総社東中学校、総社西中学校については形は今と変わらない形で人を民間から、また協会や連盟から御協力いただいて人を派遣していただいて教職員の負担軽減を図っていくというような形にしたいというふうに思っています。

あと、お金の面ですが、お金の面につきましては、これは国から今後どういうふうな形で補助が出るのか、また県からの補助はどうかということはまだはっきり見えていません。ですから、

先ほどの室長のお話にもありましたが、取りあえずは今市で予算を通していただいでお支払いしていくという形になりますが、今後国や県の動向を見ながら、場合によっては若干の保護者負担もやむを得ないのかなというふうにも思っています。お金は大変大きな課題であります。

そういうことで、総社市では市が、また教育委員会が主体となって地域の方に御協力いただきながら地域移行を進めていく、そういう方向で今やっていると。根本的な考え方はそういうことでありますので、また御意見をいただいたり、また御協力いただいたりということで、議員の皆様にもこれからお世話になることが多いと思います。どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 小野委員。

○委員（小野耕作君） 教育長のほうから大体の様子は説明いただいたんですが、実際にクラブチーム化していくところもあると思います。実際にバスケットボールの運営主体があつて、バスケットボールのクラブチームがもう活動を始めてます。これは本当は部活動の地域移行のためにつくったクラブチームです。今の現状でいったら、やはり人件費の問題とか学校からの要請とかで謝金の発生とかしてるんですが、多分今後こういう中学校の部活移行のためのクラブチームとかがいろんな競技で出てくる可能性があると思うんですが、そういったところに何かしら支援、援助ができるような仕組みとかを考えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） バスケットのクラブの設置ということで、これは学校の部活動と関係ないところ、関係ないというか、別ということですか。学校のいわゆる部活動の地域移行の中でも、今バスケットに関しては昭和中学校と総社中学校の合同のクラブを立ち上げようとしてるんですが、それ以外の民間のクラブチーム、これはサッカーとか野球とかもクラブチームがあると思います。それから、これは民間が行っている水泳なんか、もうこれは一つのクラブです。だから、クラブというのがいろんな段階でいろんな種類のクラブがこれからできていくという形になります。まずは、今我々が考えているのは、運営主体が教育委員会である学校部活動から発生したいわゆる地域クラブ活動ということを今考えています。ですから、新たにそれとは別にクラブを設置されていたり、それから民間のクラブというところにどういうふう支援していくかというのは次の段階になるのかなというふうに思います。

支援とかどういう連携をしていくのか、協力をしていくのか、そういうことも先々は必要になっていくのかというのは、大会の在り方にも関係していきます。中国体育連盟の大会に外部のクラブも条件を満たせば参加できるということになります。そのあたりのこともありますから、今後はいろんなクラブが乱立するというたら表現が悪いですけど、たくさんできていく、その整理の仕方といいますか、そういうことも一つ先の課題になってくるのかなというふうに思います。今現在は学校部活動から地域移行したクラブだけを我々は今見ているという、そういう状況です。今後の課題としてしっかりと捉えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 小野委員。

○委員（小野耕作君） ありがとうございます。バスケットボール、サッカーもそうなんですけど、バスケットボールなんか特にそういったのが進んでますので、しっかり協議をしていただいて、何かしら先を見据えて対応していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） この指導者研修の部分についてお聞かせいただきたいんですけども、今ここに連携大学等への研修参加というのがあります。この中の信頼される指導者の育成、スポーツの本来の楽しさを伝えるとあるんですが、大学で行われているこの研修の内容、これは国とかで何か基準があったりそういうモデルみたいのがあってそれを受けているのか、それはもうその大学が独自につくったものをやっているのかということをは分ければ、どういう研修をやっているかです。ここの中を見ると、スポーツ本来の楽しさを伝えるというのはスポーツだけになってしまっているから、文化芸術活動、そこの部分に対してもそういう研修はしっかりと充実しているのかということを確認させてください。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

まず、メニューについてですが、おおよそ研修内容につきましては国のほうから項目を示されており、それから、抽象的な表現で資料のほうに示しておりますが、おおよそ示されております。それに基づいて各大学で研修のほうをされております。

例えばですが、理不尽な指導、もちろん体罰等は厳禁であるとか、指導者経験のないスポーツの指導者についても分かりやすくメニューを組めるような内容を用意されております。一つには、正しく安全な運動指導であるとかでございます。先ほど文化芸術部門ではということだと思っておりますが、そちらについては今調査中でございますので、今のところ思い当たる部分がないので、例えば作陽大学とかあればそちらのほうへ参加していただこうと思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。文化芸術部門に関しての研修があるかというのを聞かせていただいたのは、この令和5年度はどうしても今の部活動のところを合同にして継続させていきたいと思いますという部分があると思います。

ただ、地域への部活動移行に関しては、一つこの背景として少子・高齢化、教職員の多忙化という部分もありますが、新しい部活動をつくるということだって可能だと思っております。例えば生徒がこういうのをやりたいんだ、じゃあこれを地域の人をお願いして新しいのをつくっていきこう、それが去年でしたか、ここのお話で市民提案型事業の中の発表の中で、神楽でしたか太鼓でしたか、すみません、どちらか忘れたんですけど、そういうのをこれから存続させてこれからやっていくのに

クラブ活動化に持っていきたいんだというような話がありました。それを聞いたときに、あ、なるほどなど、それを生徒がクラブにしたい、備中神楽かあるいは伝統文化をじゃあ部活動にしたいとなったときに、それを今まで指導してる方というのが地域にいらっしゃる、その文化を伝える方です、その方たちに指導者として入ってもらおうというのが可能かなというふうにそこで話を聞いて、それを生徒が作りたくなってしまった場合、その指導者を自分で探す、これなんか部活動の地域移行で可能じゃないかなと思うんですけど、そっちの側面のほうはこれから考えていくのになんかと思うんですけども、どういうふうに考えますか。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） ありがとうございます。例えば備中神楽を部活動ということでございますが、現状では備中神楽の団体がありますので、やりたい方はそちらのほうへ行っていただくというふうにしていただければと思っております。今後、本当にそういうことがあればまた検討はしていきますけど、取りあえず現段階では継承のされている備中神楽の団体のほうへ参加していただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 今さっきは一つの例として備中神楽がその地域にあるからという話。ただ、生徒がやりたいことがあったり、例えば漫画部をつくりたい、アニメーターになりたい、そういう活動ができるんだったらそれをしたい、美術部とかではなくそういう部活をつくる場合、そういう指導者の方がないからその部活動ができないというのではなくて、その部活動の指導者の方をそれに合わせて探してくるというふうな、例えば総社市内とかでしたらそういう活動をされてるプロの方がいらっしゃるのか分からないですけども、ただこういうのはその地域にクラブがなかったり、先ほどもありました何か母体があるそういう協会やそういうところをお願いするんだというのがありましたけども、その運営主体が市であるのであればその市のところに個人の方が登録していただいて、それを生徒がこういうのを部活動をやりたいんです。じゃあ地域でこういう人に頼みましょうというのが一つ可能になるのかなというふうになって、さっきの例えとして備中神楽で地域団体があるんだったらそこでお願いしますとあったんですけど、生徒からもしつくりたいといった場合の対応が地域の部活動移行で総社は総社流として可能なかどうかというところを確認させていただきます。

○委員長（萱野哲也君） 教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君） 山名委員の御質問にお答えさせていただきます。

部活動を新しくつくるということに関してでございますけれども、基本的にこれは地域移行とは、そもそも地域移行しなかったとしても各学校の判断でできるようなことではございますけれども、今回市のほうに部活動地域移行推進室ができて多分いろんな団体と交渉しやすくなったことによってそういうのが容易になっているのではないかということだと思います。それは事実としてそ

のとおりだと思ひまして、今まで一つの学校、一つの先生では難しかったことが市のほうで組織できるということである団体とつながるとのこと、これは部活動地域移行推進室ができたことによるメリットとして存在します。

他方で、今やろうとしているところはむしろ今ある学校の部活動を学校の外に出すというのが地域移行の流れでございまして、新しくつくることができるのかと言われればそれが不可能という規定がどこにもあるわけではないんですけれども、今はそれよりもむしろ外になるべく出していこうという流れでやっているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。今確かに言われたように令和5年度のやろうとしてること、今僕が言っていることというのはちょっと違うのかなというのもあってなんですけども、そういうことも可能だとは考えてますんで、そういう一つ、なくなるからやっていく、言うたら後ろ向きというよりはもちろんそれは前向きなことではあるんですけども、これから新しい合同部活動ができるのであれば、そういうふうな例えば一つのテーマを決めて総社西中学校から総社東中学校から昭和中学校から総社中学校から皆さんから一つ持ってきた新しい部活というのも、活動だって文化芸術活動ももちろんスポーツもそうですけども、そういうのが可能だと思いますので、そういったのもまた一つどっかで置いていただきたいなと思ってこのお話をさせていただきました。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君） 山名委員の御質問ありがとうございます。御指摘でおっしゃるとおりだと思っております、この地域移行の目的、国の説明の中にも児童生徒がそれぞれやりたい活動をやるようにするということがございます。総社市の例で申し上げますと、昭和中学校です、これが総社中学校と合同部活動になることによりまして昭和中学校に新しく野球部ですとか卓球部というものができたということがございます。このような形で児童生徒が選びたい、やりたいと思える活動をやらせてあげる環境を整えていくということは非常に重要でございますので、委員御指摘の点につきましても今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません、指導を希望する教職員についてお尋ねをしたいと思うんですが、この指導を希望する教職員さんは赴任先の学校での指導をという考えで思っておりますか、それともその教職員さんがお住まいの地域でとか、要は学校を固定するのか、それとも異動したら異動先での指導をイメージされてるのか、と申しますのが、やはり例えば今この部活動についてこの先生が私はここで指導したいと言われるから成り立ってたとして、地域移行としてで

す。地域移行で指導したいという先生として成り立ってたとして、その先生が異動してしまったらどうなるのかなと、そこに成り立ってたものが成り立たなくなってしまうのかなというふうに思うので、教職員であれど学校を固定してその学校の指導者をというふうなイメージなのか、赴任先の学校の指導をというイメージなのか、そこをお尋ねいたします。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

現時点では赴任先で指導していただくと考えています。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知しました。ということは、先ほど僕が想定したようなことが起こり得るということですね。現在この先生がこの学校にいらっしゃるから、地域移行もこの先生が引き続きやりたいからできてるけど、その先生がもし異動したらたちまち空白ができて、指導者がいなくなるという可能性があるということになりますよね。その対策というのなかなか現時点では難しいのかもしれませんが、ちょっとしたほうがいいのではないかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 最終的には現職の先生につきましては兼職、兼業という扱いになりますが、こちらについては教育委員会の許可を取ることが必要となっておりますので、ケース・バイ・ケースとはなりますが、委員おっしゃられるようなこともあると思います。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○副委員長（溝手宣良君） そうすると、余計こと教職員ではない指導者の方の数を確保するというのがとても重要になってこようかと思えます。要はそれが教職員であれ教職員でなかったとしても、例えば一人体制というのは考えにくいと思うんです。その指導者に何かしらアクシデントがあると、もうその部活動が成り立たなくなるということになるので、最低でも2人から3人はその一つの部活動単位に対して必要なのかなというふうに思うんですが、国としましてはそうしないと、その指導者が1人しかなかった場合に、例えば交通事故でもそうですし病気でもそうですし、何かしらの事件に巻き込まれることもあるかもしれませんし、何かの事由でその方が例えばいなくなったときに、来れなくなったときに、残された生徒たちはどうするんだということになるので、本当の最低が2人要するというふうに思うんですけど、そこまで意識をされてこの方法しかないんですか。外部指導者を募っていく感覚なのか、要は2人最低でもそろわないとその部活動は地域移行できないよというふうに区切るのか、それとも1人でもいるんだからもうそこで見切り発車するのか、そのあたり大切だと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 現段階ではございますが、もちろん複数人いたほうが当然ながら部活動の運営のほうはできますが、現時点では現職の教員の方と外部の指導員の方が

協力してやっていくという体制でございます。最終的には全てが外部指導者又は兼職、兼業の教職員の方というふうになっていくと思います。決して単独でやるということではございません。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） この目的の中にもございますように、教職員の働き方改革の推進というのは大変大きなテーマなんだろうと思います。なので、結局そこでしわ寄せが教職員に行くのであれば、そもそもの意味がないということになりましようから、そこは結局何かあったときに先生に無理をお願いしなければならないという状況はできれば避けたほうがいいのかと。それが急にはできないことはもちろん重々承知をしておりますが、そこをもうちょっと踏み込んだほうがいいのかと思います。

この令和5年度から令和7年度までの3箇年が改革推進期間であるということですが、すみません、目標として令和7年度中には全部活動をもう移行してしまいたいというふうな意志でもって進めるのか、そうなるたとえば1人しかいなくってももう無理やりでも移行できましたという結果を求めてしまうのかなという気がしますし、そのあたりの意識というか意志はお示し願いますでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 溝手副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

指導者につきましては段階的に外部の指導者等を増やしていこうと思っております。それによって教職員の方の負担軽減にももちろんつなげていこうと思っております。

まずは進め方でございますが、まずはできるところから、今年度は昭和中学校と総社中学校の合同部活動ですが、合同部活動を行いながらそこへ外部指導者を入れて地域移行を図っていく。さらには総社西中学校、総社東中学校につきましても少人数の部活動につきましてもできるだけ早めに行けると思っていますので、そこを中心に地域移行を図る。さらには大人数といいますか、たくさんの生徒さんがいらっしゃる場所につきましても段階的に指導者を確保しながら進めていこうと思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） なかなか難しいのはよく分かります。

あと2点、1点は報酬に関してですけれど、今時給1,600円で大体で3時間程度を考えているところだったんですけど、この時給であったりその報酬というのは今後上げていく予定があるのかどうか、もちろん予算が絡むことなので単純な話ではないのはもちろん分かっているんですが、やはり報酬が多いのと少ないのとでは当然取り組む意識というか、募集するときに違ってくると思いますし、最終的には部活動というかこのクラブ活動というか、これをなりわいとしてできるぐらいでない、やはり兼業ではなかなか難しいのかなというふうには思います。そうするともう年齢的には退

職された方ぐらいしかなかかなか担えないのかなという気がします。またはボランティアに委ねるといふことになってしまうかと思うので、そういった意味で報酬等を今後は上げていく予定があるかどうかと、あともう一点、先ほど山名委員の御質問にもありましたけれども、連携大学等への研修参加というのがありましたけど、この研修参加というのは最初に一度研修を受ければもういいというものなのか、それともある程度定期的に継続して研修は受けてくださいねというものになるのか、その辺を教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 溝手副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

まず、報酬でございますが、地域の人材の活用ということで、現段階では1,600円で行かせていただこうと思います。当然これで本業となるような報酬ではございません。まずは1,600円で行かせていただこうと思います。

それから、講習でございますが、もちろん2年とか、いろんな期間はございますが、2年更新であるとか3年更新であるとかございますが、まずは行っていただいてそのノウハウを学んでいただくというのがまずは目標でございます。免許の更新等もございますが、そちらについては行った御本人のほうでお願いしようと思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 現状1,600円で行くというのは分かるんですけど、今後は上げていく予定があるのかなのかをもう一度お願いします。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 溝手副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

今後進めていく中で検討はいたしますが、現段階では未定でございます。取りあえず1,600円を進めさせていただきます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません、もう一度角度をちょっと変えますけど、この部活動指導者、外部指導者が要はある程度、先ほど申しましたように年齢的には定年退職をされた後の方がメインになっていってしまうかなと思うんですが、そういうイメージで、若い人がここに指導者として入ってくることはあまり想定してないということよろしいですか。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 溝手副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

現段階で募集している方、決して定年退職の方ばかりではございません。休日をメインとやっておりますので、若い方も指導者として登録されております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） すみません、今現在行われているのは土日の対応についてということだと思うんですけど、これは将来的には平常時の放課後、これも移行の対象になるんですか。その1点、教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 深見委員の御質問にお答えいたします。

現段階で実施しているものは土日の対応でございます。国が言っている推進期間につきましては、まずは土日休日について外部指導者を入れての地域移行ということでございます。平日につきましては可能な限りできるところからということですので、まずは土日休日をメインでやらせていただきます。

以上でございます。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

しばらく休憩いたします。約10分。

休憩 午前11時4分

再開 午前11時13分

○委員長（萱野哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項の1、保育所入所状況・待機児童数について、当局の報告を願います。

こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼いたします。それでは、報告事項1、保育所入所状況・待機児童数について御説明いたします。

資料の5、8ページを御覧ください。

まず、令和5年4月1日現在の現状でございますけども、まず保育所の定員でございます。1,594人を上回る、現在1,668人を受け入れております。入所率で申しますと、105%となっております。国の定義いたします待機児童数というのはゼロでございますが、待機児童とカウントされない特定の園を希望されて待ってる方が116人いらっしゃいます。その116人の内訳についてですけども、下側の括弧内に記載させていただいてますが、就労中の方が55人、育休延長、これは保育所が

決まったら育児休業をやめて仕事復帰という方でございますが43人、それから現在休職されてる方が15人などでございます。

次に、一番上の行を御覧ください。

これは、平成26年度から令和5年度までの4月1日現在の保育所の入所状況や待機児童の数などを示した表でございます。

一番上の①未就学年代人口は、平成30年以降では3,600人台で推移しておりまして、一番右端令和5年については令和4年に比べ60人減って3,618人となっております。

②の保育所入所申込数は年々増えておりましたが、①と同じく令和5年は令和4年に比べ61人減りまして、1,784人となっております。

③の保育所入所園児数でございますが、平成26年の1,390人から令和4年までほぼ上昇傾向でございましたが、令和5年では1,668人と令和4年に比べまして25人減ってる状況でございます。

④の保育所の定員でございますが、欄の下段に今までの設置状況等を記載させていただいてますが、保育所の新設または定員増を踏まえながらこの4月1日現在では定員1,594人となっておりますということでございます。

⑤特定園希望者数、これは先ほど申し上げましたけども、特定の園を希望されて待機されてるといふ児童数で、令和5年4月1日現在116人ですけども、⑥の国定義の待機児童数は令和2年度以降4月1日現在はゼロでございます。

次の下の二つの表でございますけども、過去5年間の特定園の希望者数と、その下は国定義の待機児童数の推移を表したものでございます。どちらの表とも年度の後半から増加している状況でございます。これはいわゆる5歳児が卒園しまして、新たに入所の調整をする4月には少なくなるというようなことを繰り返しております。

ここで、二つの表の令和5年5月1日現在の人数を申し上げます。

上の表の特定園希望者数について、5月現在ですけども116人から97人に減っております。また、下の待機児童数は引き続き5月現在ゼロでございます。

という状況でございますが、いずれにいたしましても、保護者の方にすれば待っていると、待機してるという状況が変わりませんので、今後の対策としまして表の一番下のほうに取組のほうを記載させていただいております。

待機児童を解消するため、公立、井尻野と清音の認定こども園に受け入れる枠を拡大したり、幼稚園の預かり保育の拡充ということを進めてまいりたいと考えているところでございます。また、山手保育園が令和5年度中に認定こども園として新築予定を計画されまして、ここについても定員の増加が予定されてるところでございます。

次に、待機児童の解消には保育士の確保、これも大変重要なことですので、解決策としまして保育士支援金の継続、また県内の保育士養成大学を訪問して、情報提供をしっかりと働きかけをしまして、連携して進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） いろいろ数字を並べていただきましてありがとうございます。お聞きしたいんですけど、特定園希望が今116人から5月現在では97人に減ってるということで、この97名は今現在は親が見てるとかおじいちゃんおばあちゃんが見てるとか、そういうことがあるんです。現在この待機児童の数は皆さんどうしてるのかなというのが一つと、それとこの97人に減った、19人ほど減ってるんですけど、これは何か理由があつての話でしょうか、そこをお聞かせください。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼いたします。深見委員の御質問にお答えいたします。

まず、5月現在97人の方がどうされてるかということでございますが、すみません、97人の内訳がございますので、上側の特定園希望116人の両括弧の中ですか、先ほど就労55人と順次説明させていた中で、97人の内訳としまして、就労が46人、育休延長が39人、求職中の方が9人、あとは同じでございます。内訳としては97人はこのような状況になっておりまして、この97人の方について現状どうかということでございますが、希望の園に入れてないということで、結局まずは認可外保育園に行かれてる方が現状ですと24人今確認できております。市内の認可外保育園とそれから市外の認可外保育園に数名行かれてる方もいらっしゃるということであります。それから、認可外を利用する方と、それから認可保育園でずっとやっています一時預かりというものがございます。そちらを利用されている方もいらっしゃいます。それからあとは、深見委員がおっしゃったとおり御家庭の中でおじいちゃんおばあちゃんとか、そういった方に見ていただいているという状況でございます。把握してるのは以上でございます。

それから、5月に19名減っているということでございますが、調整の結果、希望の園に入れた方が何名かいらっしゃいますのと、それから認可外に行かれてる方で、待ってたんだけどやはり認可外がよくなったという保護者とか世帯の方が結構いらっしゃって、取り下げる御世帯も何世帯かございました。子どもさんも慣れてきたのでしょうか、ここがいいなというようなことをおっしゃられる方もいらっしゃって、そういったことで申請のほうを取り下げられて全体で19人減ったというところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） ざっくり分かりました。この116人のうち、幼稚園の施策としてそちらに待機児童を積極的に移していきたいということがあつたと思うんですけど、これは何人か保育園に行きたいけど、もう幼稚園でええわという方もおられるんですか。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼いたします。深見委員の再度の御質問にお答えいたします。

幼稚園の給食がまず始まりますよということで、それは4月の段階になりますけども、調整の結果が116人になっております。幼稚園児の人数ですけども、昨年令和4年4月1日に比べてこの4月1日は41人一応増えております。幼稚園給食で全てが増えたのではないと思うんですが、いろいろ窓口等でも説明する中で幼稚園給食が始まります、どうですか、預かり保育もあってどうですかというようなことで、かなり流れた方もいらっしゃるのも事実でございます。そういったことで、幼稚園の施策についても引き続き預かり保育等をするんですけども、5月については幼稚園に流れたんで減ったというものではないです。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） 先ほどの説明の中で認可外のほうへ行かれて、そこがよかったからそのままという、それはそうなんですけど、費用は認可外へ行って、僕はそこが分かってないんですけど、認可外だから例えばお金がようけいかかっていると、そういうことがあるんですか。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼します。認可外においても無償の対象になる場合がありますので、世帯の所得状況によって、これは場合によっては認可外のが安くなる場合もありますし、認可に行かれてるほうが高い場合、いろいろこれはございます。逆転現象が生じる場合がありますので、一概に高いばかりではございません。

ただ、お声を聞く中では、認可外保育園へ行かれると、認可保育園に比べると例えば行事がちょっと少なかったりとか、例えば制服が要らなかったりとか、そういったことで家計的に助かるんだというような声を聞いたことはあります。

以上でございます。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） 幾つかお聞かせください。

先ほどの深見委員の中のもう少し聞きたいなって思った部分もありましたんで。まず、特定園希望という言葉が今回出てきてるんですけども、これ、去年までは保育所限定という言葉だったと思うんです。この特定園希望というふうにならぬでこの言葉が変わったのかなというのが一つと、あとは数字の中です。先ほど言われた特定園希望者数が116名から97名に減ったんだというところで、先ほどの就労ですとか育休延長とか休職の人数が減ったというのがありましたけど、これは子どもでいえば何歳児の子が減ったのか、この中から。その子がこの中で減った人数を教えてください。

いというのと、今認可外に行ってるのが24名いらっしゃるということで、この24名の子の年齢層、ゼロ、1、2歳なのか、そういう年齢層です。さらに、認可外を取り下げた方、先ほどありました特定園希望が19名減った中で、認可外に行ってよかったからもう取り下げたという方がいらっしゃいました。この人たちの年齢層です。だからこれもゼロ歳、1歳だったんか、年齢を聞きたいんです。そこが分かればお願いします。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼します。山名委員の御質問にお答えいたします。

まず、特定園希望ということで今年度させていただいたんですが、昨年の厚生労働省の中では表記として特定園を希望する者ということで、各調査等の中でこういった表現が使われてましたので、保育所限定というのをずっと我々もさせていただいたところなんです、国の文言と合わせて特定園希望ということで今回修正というかさせていただいたところがございます。意味合いも当然保育所限定と同じものがございます。

あと、減った方の年齢区分については、詳細が今手元にございませんで、後ほど回答させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。それはもうこの特定園を希望している97人の子どもと認可外に今行ってる24名の子の年齢層、あと認可外に行ってるからもういいよって取り下げた方の年齢層、ゼロ歳から5歳までのどれなのか、またこちらはお願いします。

続いてなんですけども、この入所者の内訳です。ここの中を見ていくと、去年のデータと一緒に併せて見ていきます。これ人数の増減とかもあると思うんですけども、基本的に去年同じ令和4年5月11日に所管事務調査で上がってきてるそのデータを見てみますと、ゼロ歳の子がこのときは次は1歳になります。1歳の子は2歳、年齢的にどんどん上がっていきますんで、ここを上から見ていくと、4歳の子が5歳になったらプラス1名、3歳の子が4歳になったらプラス4名、2歳の子が3歳になったらプラス4名、1歳から2歳になったらプラス34名、ここなんです、ゼロ歳から1歳になったときに一気にプラス164名という倍以上の数が出てくるんですけども、ここは生まれてくる子とかあったりするんですが、このプラスがものすごく多い。この要因というのはどういうふうに見られてるのかなど、中身が分かればお願いしたいなど。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 山名委員の再度の御質問についてですが、年齢区分について原因を分析をまだできておりませんで、ここも確認させていただきたいと思います。申し訳ありません。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 引越しとかあったり人数の増減というのはかなりあると思うんですけ

ど、去年はゼロ歳で今年1歳になったところというのがものすごく倍以上増えるんです。このところが、果たして育休明けでなのか、就労が原因なのか、ここら辺がよくある1歳、2歳は入りにくいよ問題が起こり出てくると。ゼロ歳の子に比べればやはり今も特定園希望もそうですけども、ゼロ歳の子は6人ですけども、1歳になると突然70人というふうにとんと増える。この部分です。ここがどういうふうにあるかというのはやはり分析が必要じゃないかなと思っておりまして、今回報告の中ですが、またそれも含め聞かせていただければなと思っておりまして、お願いします。

○委員長（萱野哲也君） 報告事項なので、ちょっと難しい話になると調査事項に変わらないといけないかなあとは思ってますんで、答えられる範囲で答えていただければ結構かと思えます。

あと私から1点。先ほどの深見委員さんの質問で、認可外は金が要るのか要らないかよく分からないけどというふうに言われて、世帯年収ということを言われたんですけど、これは質問になってくるかもしれません、たちまち。なんで、そこの保育所に係る今言ったような世帯年収だけじゃないと思うんです。児童の年齢によっても係ってくると思うんで、そこの説明を委員の皆さんにもう一度していただかないと、何でこの1歳が70人で2歳が27人で3歳からぐっと減るのかということも多分理解されてないんだと思うんです。これはなぜかという、3歳からの無償化があつて、それに伴って認可外もそういうふうになってるから。だから、ここでこういうふうな待機児童の年齢によって変わってくるんで、その世帯年収だけではなくて年齢でもあると思うんで、そこら辺の説明をいま一度この委員会の中で共通の認識を持つとかなないと、今後調査にしても分からない人がいて、何を言ってるか分からないとかになったら議論が進まないんで、その辺報告の中ではありますけれども、御説明願えますか、単純なことだと思うんで。

○委員長（萱野哲也君） 教育部長。

○教育部長（加治佐一晃君） すみません、説明が分かりづらくて大変失礼いたしました。まとめて今分かる範囲で説明させていただければと思います。

まず、3歳から一気に減るといところが例年の傾向というところがございますけれども、これの大きなところは幼稚園があるからというところと分析しております。幼稚園のほうも預かり保育拡充を進めているところがございます、実際朝8時から夜6時頃まで預かってくれる幼稚園というのがございます。ゼロ、1、2歳は幼稚園に入れないので、このゼロ、1、2で待ってた方が3歳になって幼稚園の預かり保育を利用して3歳児が減っているものと推定しております。

また、無償化の関係でございますけれども、整理させていただきますと、まずゼロ、1、2歳というものは、これは今のところ無償化にはなってございません。3、4、5歳というものはいわゆる幼児教育の無償化というものが行われております。まず、3、4、5歳について申し上げますと、認可の保育所に関して保育料は無償、認可外保育所に関しましても月4万2,000円、3万7,000円と年齢区分によって違いますけれども、補助上限みたいな形であるところがございます、3歳以上に関しては市内の保育園を見ても、無償化の範囲内で保育料を設定していると

ころが多いところがございますので市外も同様なのかなと思っております、3歳以上に関してはほぼ無償になっていると思っております。一方でゼロ、1、2歳に関しましてはこちら無償になってございませんで、先ほど課長からも説明させていただきましたとおり認可保育所に関しては所得区分によりまして保育料が設定されております。一方で認可外に関しましては利用者1人当たり幾らという形で、所得に応じずに料金が設定されている保育所がほとんどでございます。したがって、例えば高所得者が保育所に入れようと思ったときに、認可保育所に入れると例えば総社市の場合は最大でたしか5万5,000円幾らの保育料がかかる。一方で認可外の保育所に入れると4万円ぐらいで済む、だから認可外に入れようという方が存在するということは恐らくあるだろうなと考えております。逆に低所得者の方にしてみれば、例えば住民税非課税世帯の方なんかにしてみれば圧倒的に認可保育所のほうが安いので、認可保育所に行きたいという方がいるということも事実でございます。ですので、そういう補助金ではないですけれども給付の関係で認可外保育所、認可保育所を選択するという方々がいらっしゃるのかなと思っております。

加えて、すみません、先ほどの山名委員の質問にお答えさせていただきますと、ゼロ歳が少ない理由なんですけれども、保育所によってばらばらではあるんですが、少なくとも法令上の基準では生後57日以上経過してから保育所に入所できることになっております。加えてそれぞれの保育所で、例えばうちの保育所は半年、生後6箇月からいけますよとか設定しております、全国的な平均というものは生後6箇月から入所するということが全国的な平均となっているようでございます。したがって、ゼロ歳ですと、ゼロ歳というのは4月1日時点の数字ですので、1箇月、2箇月の子もいれば、11箇月、12箇月の子もいるという状況になっておりまして、なので平均が6箇月ぐらいと考えたら大体この1歳児の半分ぐらいで100人台ということはすごい整合は取れているのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） ありがとうございます。

他に質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項の2、幼稚園給食の実施状況について、当局の報告を願います。

こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 続きまして、報告事項の2、幼稚園給食の実施状況について御説明いたします。

資料の6、9ページをお開きください。

幼稚園給食につきましては、昨年度から令和5年4月の開始に向け給食センターえがお、幼稚園における備品整備や施設改修のほか、必要となる人員面での補充や説明会などの諸準備を進めて

きたところでございます。市内全16園での実施予定でございましたが、神在幼稚園が休園になったことから15園での実施となっております。

最初に、目的についてでございますが、園児の心身の健全な発達を図るとともに、多様化している保護者のニーズに対応することで幼稚園の魅力化をさらに図るということでございます。

続きまして、2、給食の開始日でございますけれども、先月4月14日の金曜日からまずは4歳児、5歳児のみ開始いたしまして、3歳児につきましては5月1日月曜日から開始となっております。当日初日の給食の献立については、記載のとおりでございます。基本的に小・中学校の献立と同様のものになります。

続きまして、給食の提供数でございますけれども、4月1日現在で園児数が725人のうち705人となっております。4月は4、5歳児のみのため約450人という状況でございます。なお、直近の5月1日現在で申しますと、園児数が731人となり、うち710人の提供数となっております。

次に、給食実施の様子ということで写真のほうを掲載させていただいております。左側の1列がトラック等での搬入状況のもの、真ん中の列が各教室への運搬状況、一番右側が配膳・喫食状況という流れになっております。搬入状況の一番上側、これは総社幼稚園でございますけれども、こちらについては進入路が狭いため、軽自動車での搬入となっております。その下側からは配送ルートの関係上、コンテナ車での搬入となっている状況のものでございます。真ん中の列、運搬状況でございますけれども、園内は基本的には台車または配膳ワゴンでの運搬、もしくは手で持ってという場合もあるんですけれども、そういった状況で運搬しております。真ん中の新本幼稚園、ここについては段差がかなり大きいということで、解消のためスロープを設置した状況のものでございます。右側の配膳・喫食状況では、一番上側、これは山手幼稚園の様子でございますけれども、一応皆さん、子どもたちが食べて、お代わりをしている状況のものでございます。それから、真ん中が常盤幼稚園の状況、これは5歳児になるんですけれども、割と落ち着いた状態で席に着いて子どもたちは食べているという状況のものでございます。一番下側は昭和幼稚園の写真でございます、一応園児たちがほとんど完食した状態のものとなっております。

以上でございますけれども、4、5歳児に続きまして3歳児の給食が始まることで、やはりちょっと3歳児はいろんなことで正直、園のほうもバタバタとあったようでございますが、一応はある程度落ち着いた状況で給食に対応できているのかなと感じているところでございます。

保護者の方からは、私何名かからお聞きしたんですけども、朝の時間にかなり余裕ができたとか、負担が減ったと、そういった御意見もいただいているところでございますけれども、何より多くの子どもたちが楽しそうに仲よく食べているという状況を見ますと、本当に幼稚園給食が開始できてよかったなと感じているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項の3、通学路の安全・交通安全対策費について、当局の報告を願います。

教育総務課長。

○教育総務課長(藤原直樹君) 失礼いたします。続きまして、通学路の安全・交通安全対策費につきまして、お手元の資料に基づき説明をさせていただきます。

資料11ページからとなります。11ページの資料7を御覧ください。

この交通安全対策費につきましては、令和3年11月4日に起こりました国道180号線の交差点、横断歩道上での二組の親子に関わる痛ましい事故を受けまして、通学路上の交通安全確保を一層高める必要があるため、臨時市議会において補正予算を可決していただいたものでございまして、令和3年度から令和4年度にかけて1億1,000万円の予算の執行を行ってきたところでございまして、その執行状況につきまして本日御報告をさせていただくものでございます。

まず、執行状況につきましては、3の表を御覧ください。資料中ほどになります。

1億1,000万円のうち、令和3年度に約1,884万円、令和4年度に約8,873万円、それぞれ執行しておりまして、合計で約1億飛んで757万円の執行となっております。率で申し上げますと97%の執行率ということになっております。

次に、4の危険箇所の把握につきましては、各校園に令和3年度、令和4年度に各1回、令和4年度には地域づくり協議会への調査依頼を行ったほか、随時PTA、地域の方からも情報収集を行っているところでございます。今年度におきましても各校園に調査依頼を行いまして、通学路の合同点検等を行うなどいたしまして、危険箇所の把握に努めていきたいというふうに考えております。

次に、5の令和3年度からの要望状況の一覧でございます。令和3年度、令和4年度の要望状況についてでございます。多くの御要望をいただいております。特に多かったものは、警察に関わるのものと、横断歩道、停止線、信号機の設置といったものでございまして、市に関わるのものと、区画線、グリーンベルト、カーブミラー、水路の蓋、それから注意喚起看板等の設置などでございました。子どもたちの安全を確保するという観点で大変多くの御要望をいただいております。実施をしまいったところでございます。今年度以降につきましても、引き続き警察への要望を行うほか道路管理者などとも協議いたしまして、必要な整備、改善に努めていきたいというふうに考えております。

資料を1枚お開きいただきまして、12ページを御覧ください。

これは、昨年11月に本委員会で御報告いたしました通学路危険箇所に対する実施状況でございます。今年度末の状況について記載しております。この中で2番の総社小学校の路面標示の補修、それから4番の働く婦人の家北側の用水路の蓋がけ、5番の総社小学校区の路面標示の新設に

つきましては、前回執行中ということで御報告しておりましたけれども、完了いたしましたので済みとしているところがございます。また、警察へ要望を行ったものにつきましては、路面標示の補修などはおおむね実施していただいております。ただ、番号で言いますと6番、22番、24番など信号機の設置、それから横断歩道の新設といったものにつきましては、警察でも御検討いただいておりますけれどもなかなか難しい面もあるようでございまして、実施をしていただけていないという状況でございます。今後も必要なものにつきましては引き続き要望をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、13ページは令和3年度の通学路整備事業の実施状況について記載しておりますけれども、これは昨年11月に報告したものと変わりありませんので、説明を省略させていただきます。

1枚お開きいただきまして、14、15ページを御覧ください。

こちらは、令和4年度における通学路整備事業についての実施状況でございます。こちらも主に前回の報告以降に実施したものについて御説明をいたしますが、ほぼ全域で行っているものにつきましては件名のところに記載しております区画線（グリーンベルト）（その②）設置業務、それから区画線（その①）設置業務でございまして、グリーンベルトや区画線の設置あるいは再塗装などをしたものでございます。この二つの業務によりましてグリーンベルトは約2,500m、区画線は約1万1,000mの設置、再塗装を行うことができました。前回報告したものを合わせまして、令和4年度で全体で申し上げますと15ページの一番下に記載しておりますとおり、グリーンベルトは約6,100m、それから区画線が約1万4,000mとなっております。また、このほか水路への蓋かけやカーブミラーの設置、取替えなどを行ってまいったところがございます。

1枚お開きいただきまして、16、17ページでございます。

こちら、通学路の安全対策の実施例といたしまして、先ほど御説明いたしました令和4年度に実施したものの写真を載せておるものでございます。主なものでいいますと、16ページ左側の一番上の写真、No.2と書いているものですが、これは総社東中学校の南側から西側にかけての水路に蓋かけたものでございます。それから、その一つ下のNo.11につきましては、総社小学校の裏側、働く婦人の家の北側の水路に蓋かけをしたものでございます。

また、17ページになりますが、右側の一番上につきましては東総社中原線、総社警察署前の交差点にポラードを設置したものでございます。その他市内各中学校区におきましてグリーンベルト、区画線の設置、カーブミラーの取替えなどを行っているものにつきまして、その中の一部ではございますけれども御覧の16、17ページで御紹介をさせていただいております。

以上、令和3年度から令和4年度にかけて行ってまいりました通学路における安全対策につきまして御報告いたしました。今年度も引き続き通学路の合同点検を行うといたしまして、警察や道路管理者とも連携し必要な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません、ありがとうございますなんですけれど、特にグリーンベルトが顕著かなと思うんですが、こういったものってやっぱり当然経年により色がすぐあせていくと思うんですけど、色があせてきた場合には学校なり地域なりが要望したらすぐに塗り替えていただけるものなのかどうか、それがグリーンベルトに限らず白線とかもそうですけど、そこを教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

グリーンベルトそれから区画線もそうだと思うんですが、経年劣化して色が落ちたものを今後どうしていくかということなんですけれども、当然状況をお調べいたしまして、必要なものについては道路管理者とも協議いたしまして必要な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 大変優秀な答弁だと思うんですが、本当にそういうのって言われたときにすぐ実施していただかないと、その声が上がったときでもうある程度薄い、効果がないよという話だと思うので、その要望が来た、何なら来る前から点検をして、常にといたら言い過ぎかもしれませんが、グリーンベルトが明確でドライバーの注意喚起できるものでないと意味が効果が半減すると思いますので、対応よろしくをお願いします。

それともう一点、資料の16、17ページなどで出していただく限り、いわゆる水路、これが農業用水路なのかただの道路側溝なのか分かりませんが、要は開渠だったものを暗渠にされたわけなんですけれど、これが開渠のときには溝掃除って簡単だと思うんですけど、暗渠になったがために多分溝掃除ってできなくなると思うんです。こうしたときに、この水路の管理というか掃除というのはどこがするのか、何かそういう地域なりから要望があった場合にはどこの範疇で、これが学校の通学路のために開渠を暗渠にしたのであれば学校の予算を使うべきだろうとか、いやもともと地域のなので地域からやっていたかなければならないとか、要は地域応援課に要望を出さないといけないのか、学校の範疇でできるのか、その辺を教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 失礼します。溝手副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

まず、グリーンベルトへの対応ということでございます。当然こちらでもなかなか市だけでは把握できないこともあると思いますので、先ほど申し上げましたが危険箇所と合わせて地域でありますとかPTAの方から御要望もいただきながら適切に対応していきたいというふうに考えております。

それから、水路でございます。確かに暗渠にしたということで、当然その維持管理が難しい面も

ございますが、これも地元でありますとかに協議した上で蓋がけをしております。基本的に溝掃除、地域のほうにつきましては地域でというのが原則になってこようかと思っておりますけれども、もし維持管理上難しいという面がありましたら、市のほうに御相談いただきまして必要な対処をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 今の点について再確認ですけれど、要は地域づくり協議会に割り振られている一括交付金、その範疇の中で賄わなくてもいいかもしれないということになるんですか。でも、今のお話だと、地域の方とも相談した上でされてるから、そこは結局地域でしてねなのか、それを最終的に業者等とするのか、機具を使って溝掃除をするにしてもそういったところの予算を地域じゃなしに学校で見るのか、地域で見るのか、その確認ができたらなど。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 溝手副委員長の再度の御質問についてお答えいたします。

基本的には地域で行っていただきたいということでございます。どうしてもそれが構造上難しいとかそういったものがありましたら、市役所の方は建設部になりますけれども、地域応援課等とも御相談いただきまして対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 溝手副委員長。

○委員（溝手宣良君） 担当課が変わってしまうかもしれないので、要は土木要望を出したのために、今までは開渠だから簡単だったからそこに予算化しなくてよかったのに、そこを要望をわざわざ出してそこをしてもらわにゃいけんということで地域から通る要望が少し減ってしまうのかなというような心配をしてるわけなんです。そこら辺はどうですか。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 溝手副委員長の再度の御質問でございます。

地域応援課でいろんな道具を持っておりますので、そういったものを状況に応じて使っていただくようなことも可能だと思います。基本的には地元でしていただくというのが大前提になろうかと思っておりますけれども、縦割りというあれではないんですけれども、教育総務課なり地域応援課なりにまた御相談いただければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 本当すみません、繰り返しになってしまうかもしれませんが、要はここを蓋をつけてほしいという要望があったときに蓋をしてしまうとやっぱり地域の方が掃除ができなくなるから、もうはなからここを蓋をせんでほしいというふうになって通学路要望と地域の要望とがかみ合わないことがあると思うんです。これが、蓋をされた後に別に地域が掃除できなくなってそ

の後地域の自由枠交付金の中の予算を使わなくともできるのであれば、別にしてもいいよとかという話にも増えていくのかなと。学校の近くでここを蓋をしてほしいとかという話もあると思うんです。通学路を広げていけばあると思うんです。だから、こういったところできたときに、この地域がその後そういう問題がなく、普通にいけるのであれば、じゃあうちもあつこに蓋をしてもらおうかという話にもなったりするのかなと思うので、そこがもし今明確な答えが出せなくとも今後ここを蓋したことによってどういう問題があったよとかなかったよとかというのが後に分かれば教えていただきたいと思うので、ひとつよろしく願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 溝手副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

先ほどの水路の蓋の関係でございます。当然その地元協議が調わない場合は蓋ができないということなんですけれども、その理由が蓋をした後の維持管理上の話ということであれば、そういったことも今後考慮いたしまして、どういうふうに、それを一部の地域というんじゃなくて市全体で考えないといけないことかもしれませんけれども、今後いろんな御意見をお聞きしながら考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 聞かせてください。いろいろとこのグリーンベルトもたくさん敷かれて学校の周辺とかもかなり整備はされてきたと思うんです。これも交通安全対策費という中のやることで、最初のほうだったんですけど、パンフレットか何か作った、学校区でのグリーンベルトがこういうところへ延長します、これからここにできます、子どもたちにとってもここの中を歩いてくださいねとか、そういった啓発活動、これが今後大分引かれるようになったんで、それがドライバーが全然分からなかった、グリーンベルトって何というところも出てくる。やはり見ても、グリーンベルトのところを普通に車が走ってたりもありますし、そこに車を止めたりというの見受けられます。子どもたちもグリーンベルトの中に行くというようなことをやっぱり記憶というか、そういう事故があったというのがだんだん風化していったり記憶が劣化していったりという部分もあると思うんです。ですんで、そういうところをもっと啓発していかないといけないのかなと、次の段階というかもろん整備することもそうですけども、そういう部分でのやつをするのにこの交通安全対策費の中でやっていくべきかなと思うんですが、そこら辺に対してどうですか。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

交通安全に対する啓発という御質問だったかと思います。ハード面というよりはどちらかというところが大変なのかなというふうに私自身は思っておりますので、先ほど山名委員からおっしゃっていただきましたハンドブック、パンフレットですけれども、こちらについては初版といいますか、最初に令和3年度末に発行いたしまして、各校園にお配りをしたところでございます。令和4

年度にグリーンベルトを新たに整備したところもございますので、その更新したものをまた各校園に配るなどいたしまして啓発に努めていきたいと、ホームページにも載せて啓発をしていきたいというふうに考えております。

それから、明日からまた交通安全県民運動も始まります。そういったものも通じまして、ドライバーの方に対する啓発も必要かなというふうに思っております。それから、各校園におきましてもこちらは交通政策課のほうで交通安全教室などを開いていただいておりますので、そういった機会を捉えてグリーンベルトの意味合いといいますか、そういったものも含めて啓発に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） ぜひお願いしたいと思います。やはり子どもたちがそれを知ること、その保護者もそれを知る、市民の方、ドライバーの方も知る。交通でやってくださる、グリーンで着てくださっているボランティアの方もいらっしゃると思うんですけど、やはりそういう方たちにも啓発が必要かなと。僕が見てるとあるんですが、信号のない横断歩道は基本的には止まるということなんですけど、ボランティアの方が行かせてしまってる。子どもを止めて先に行かせる。ある程度やってきた。でもこれをずっと続けていると、ドライバーのほうは行っていいんだ、でも本来は止まらなきゃいけないのに、それをあの人たちが止めてる。本来であれば車を止めるべきなのに、そこを子どもたちを止めるというちぐはぐしたようなことがある。それにはやはり本来の交通ルールとしてそれが、子どもたちもそんなことをしてしまうと、じゃあそのところは先に車を行かせるんだというふうな間違った認識にもなってしまうということもありますんで、子ども、大人、地域、市民の皆さん、そういうところでもうちょっと啓発をぜひしていただきたいなと思っております。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 山名委員の再度の御質問でございます。

今おっしゃられましたように、子どもだけ、ドライバーだけではないというふうに考えております。全ての方が交通安全に対して正しい知識を持って対応していくことが大事だと思いますので、いろいろと機会を捉えまして啓発に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません、今交通安全の啓発についての話が出たので、せっかく副市長、政策監もいらっしゃるかなとお願いがあるんですけど、自転車のヘルメットの着用は努力義務とはいえ義務化されたので、交通安全を啓発する立場として総社市の職員の方々もヘルメットを着用していただきたいというふうに思います。まだまだ着用率が低いのかなという気がいたしておりますので、まずは手本を見せていただく、私は自転車に乗るときにはヘルメットをかぶってお

ります。よろしく願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 副市長。

○副市長（中島邦夫君） 交通政策課のほうで交通安全とか交通指導をしております。実際、ヘルメットをかぶっている人は本当に数%しかいない現状だと思っておりますので、併せてその部分も交通安全のルールの中で指導の中へ組み入れてするように協議をしてみたいと思います。

○委員長（萱野哲也君） 私から1点。僕が言うとかどういよになるんですけど、市民の声も含めて御紹介を。

藤原課長もこの4月からなって、前任者の浅野課長には本当にこの交通安全対策費については窓口になってよくやってくださったと思います。これは本当に市民の声です。1億円が本当に令和3年のあの事故でうちの教育委員会のほうへついた、これは画期的なんです。今までは保護者の方があそこが危ない、ここが危ないと言うと、あつこの土木担当員があつけえおるけえあつけえ行ってくれ、それで地域応援課に行つてとか、たらい回しになって、結局若い子どもを持つ保護者の方で地域との関係性もない中で年配のちょっと怖そうな地域の土木担当員のところへ行くのが嫌だったりとか、そういうこともあって、本当にお母さん方や子ども、若い世代の声が本当に行き届いた1億円の使い方だったというふうによく僕も聞いて、本当に感謝の声が多いです、今回この件に関しては。

それで、今回報告ということなんで質疑も含めてしますけど、総括、僕は最初このお金がついたときに地元の土木担当員とどのように協議をしていくのかって、うまくいくのかって。やっぱり土木担当員というのは力があって、一つごねるとスムーズに行かないところがあったりとかもすることがあって、これが結局1億円がほぼ執行率が九十何%ということで、いい皆さんの声が聞けたと思うんですけど、報告ということなので、これがどんな問題があったか、これを実行していくに当たってスムーズに行つたのかと、これからも今年度予算はついてませんけれども、こういった通学路というのはどんなに変えても交通網が変わつてきたりとか宅地ができたりとかして、交通政策はこれは生き物みたいなもんなんで、特にこの5月、連休明けから新年度新しい生徒さんもちよつと気が緩んで、たしか5月ぐらいに交通事故が多発する時期というふうにも聞いてますんで、うちの地区だと来週には親子で帰りましょうとつて、山名委員が言った緑の服を着た人が本当に詳しいんです。ここを子どもが通るんじゃ、こんなことをするんかというようなことまでよく把握してるんで、ぜひこの緑の服を着た方々がここが危ないんだということをよく知ってるんで、今朝も加治佐部長と話をしましたけど、ぜひ地元の方の意見も取り入れて今後の安全対策に尽くしていただきたいと思います。この2点だけ。

教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 後任なので説得力がないかもしれないんですが、去年の執行についてでございます。スムーズに行つたのかというふうな御質問だったかと思つます。基本的にはその地域の方、それと土木担当員を含めて事故の後だったということもあると思うんですけども、

基本的にはスムーズに行ったものが多かったというふうに聞いております。ただ、どうしても地元で同意を得られなかったもの等もございますので、そういったものについては積み残しといえますか、実際できなかったというものもあったというふうに聞いております。

それから、今後のいろんな改善についてでございますけれども、委員長がおっしゃられましたようにその予算も教育費の中にも今年度ついておりませんので、全体的な予算の中でできるものをしていくということが基本路線になろうかと思っております。その中でどこをするのか、何をするのかということにつきましては、学校園それからPTAの方はもちろんですけれども、地域の方からもいろいろ御意見をお伺いしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） ありがとうございます。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

しばらく休憩いたします。約1時間。再開は1時10分といたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時7分

○委員長（萱野哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼いたします。午前中の報告事項の中で答弁漏れがございましたので、答弁させていただきます。

保育所入所状況・待機児童数の件についての中で、山名委員のほうから年齢区分についてのお尋ねでございます。確認できましたので、お答えいたします。

まず、令和5年5月1日現在の97人の年齢区分の内訳でございますが、ゼロ歳児が2名、1歳児が65名、2歳児が19名、3歳児が10名、4歳児がゼロで、5歳児が1名の計97人でございます。

続きまして、4月に比べて19人減ったんですけども、このうち取り下げた方の年齢区分についてお答えいたします。

取り下げた方が3人いらっしゃいまして、ゼロ歳児が2名、1歳児が1名の3名でございます。

続きまして、認可外に行かれてます24人の方の年齢区分の内訳でございますが、ゼロ歳児はゼロでございます。1歳児のほうは11名、2歳児が4名、3歳児がゼロ、4歳児が8名、5歳児が1名の計24名でございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 次に、報告事項の4、義務教育学校について、当局の報告を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 失礼いたします。それでは、18、19ページの義務教育学校の開校に向けての進捗状況を報告させていただきます。

見開きの表になりますが、それぞれ検討課題が左から2列目に書いてありますが、それぞれの検討課題の進捗状況をまとめたものでございます。左から三つ目の列には、決定事項、太字下線を引いているものが決定事項です。そのほか進捗状況をまとめて記載しておりますが、現在決まっているものとしては一番上、学校名が昭和五つ星学園義務教育学校、幼稚園名が昭和五つ星学園幼稚園に決まっております。また、上から二つ目、学年の区切りにつきましては、幼稚園の3年間を含めた3、5、4制に決定しており、それぞれの校舎のほうは昭和幼稚園、昭和小学校、昭和中学校を利用いたします。また、学校教育目標についても決まっております。少し長いですが、「友、地域、未来とつながり、考え、表現、行動する子どもの育成」に決定しており、目指す子ども像については「切り開く子」と決定しております。また、決定事項としては下から六つ目の制服です。特に中学校はもう今年度から新しいデザインとなっておりますが、小学校の制服についても中学校のようにスラックスタイプもあるジェンダーフリーとなるように考えております。

右へ右へと進んでいただくと、各月での検討内容であったり今後の予定を書いております。来年度4月の開校に向けてまさにこの5月に多くのことを検討している状況にあります。今後決定事項もぐんと増えてくると思いますので、開校に向けた準備の進捗状況をまたこの会で報告をさせていただければと思っております。

私からは以上です。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいですか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） いろいろありがとうございます。下から3番目のバス移動のことについてお聞きしたいんですけど、これは維新のほうからの移動ということですよね。これは大体今決まっとることでいいんですけど、教えていただけないでしょうか。子どもたちを移動させていくのに、まだ予算は何もついてないのかなと思うんですけど、そういったことで今現在教えていただけることがあるなら、教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 深見委員の御質問にお答えいたします。

バス移動につきまして、深見委員がおっしゃっていただいたように基本的には維新から昭和の今の昭和小学校、昭和中学校への移動というものを考えております。朝何便にするかとかということも含めまして今検討しております。この6月の議会におきまして補正予算を計上できればというふうに考えておりますので、詳細につきましてはそのときに御説明できればというふうに思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） 分かりました。これは部活のことも含めての移動も、これとは別になるんですけど、総社中学校と一緒にやるとかというお話もあったんですけど、そこら辺もまだ決定はしてない、いろいろ。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 失礼いたします。深見委員の御質問にお答えいたします。

現在、昭和中学校、総社中学校間、山田経由になりますけど、バスについてはバス会社と契約してこの5月13日から動かす予定としています。

（「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません、私も確認なんですけど、たしか5、4制になるから6年生に該当する子が中学校の部活動にも参加できるというような話だったような気がしたんですが、ここでは年10回ぐらいになっとるんですけど、それは部活動には参加できるんですか、それとも体験入部だけを考えてらっしゃるんですか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

6年生の部活動については、参加をするということは決めておりますが、どういう参加の方法がいいのかというのを今検討しているところです。ただ、部活に正式に入部するという形ではなく体験というふうなことを考えておまして、今、年10回程度というふうに考えておりますが、昨日開校準備委員会がありまして、その中で意見として10回も結構厳しいのではないかと、中学校の部活についていけるのだろうかというような意見もあったということですので、10回で行くのか、もう少し数が減るのか、逆に増えるのかというあたり、今後検討してまいります。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知しました。ということは、部活動に体験参加であって入部ではないということは、先ほど深見委員もおっしゃったように要は昭和中学校、五つ星学園になるはずですけど、総社中学校と合同部活動でやれば人数が何とか足りるから大会に参加できますよというところが、6年生を入れたらできるできないが変わってくるような場合でも、もう6年生は部活動には参加しないんだと、そういう意味でという認識ですよ。この部活動が成り立つか成り立たないかの瀬戸際の人数の場合には、入れるんだったら入ってほしいというようなことになったりするのかなとも思ったりするんですけど、それを考えない。その理由が体力的な面であったり、または中体連の考え方もあるのかもしれませんけど、それはもうないという、中学校本来の1、2、3年生だけで部活動はするんだよということがもう決定されたということによろしいか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

小学校の6年生は中学校の大会には参加はできないというふうになっているかと思えます。また、正式に入部、部活として今のいわゆる中1から中3と同じようにというふうには今は考えておりませんので、合同で部活動というあたりもどのくらいできるのかなというふうには。いわゆる6年生は、休日ではなく平日の放課後であったり5時間で終わる日のいわゆる6時間目枠を使つての参加ということになるので、そうなると総社中学校との合同部活動、これは基本土日にするということなので、そちらへの参加もないと思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時19分

再開 午後1時20分

○委員長（萱野哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、調査事項の3、高梁川河川敷グラウンドの利用状況についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 失礼します。それでは、調査事項の3、高梁川河川敷グラウンドの利用状況について説明をさせていただきます。

4ページの資料3を御覧ください。

まず、概要というところで、位置につきましては総社市真壁1000番12地先の河川敷となっております。こちらについては国の所有地であるため、河川法第24条の占用許可を受けて昭和55年から現在に至るまで運動場として使用しているところでございます。面積につきましては約18万㎡、場所につきましては総社大橋東詰の交差点を北に上がったところの高梁川の左岸にある施設となっております。

後ほどのページのほうで説明させていただきますが、施設といたしましては、野球のグラウンドが3面、サッカー用のグラウンドが4面、それと多目的グラウンドが1面の計8面ある施設でございます。

続きまして、使用者数の推移についてでございます。こちらのほうで平成21年度以降のデータについてお示しさせていただいております。平成21年度から平成23年度までがレイスポーツ様のほうに指定管理していただいております。毎年6万人を超える方が利用しております。それから、平

成24年度から指定管理のほうがコナミスポーツ・日本管財グループのほうに変わりましたが、当初は4万人前後ということで人数の方が少なくなったんですが、その後年々人数のほうが順調に増えておりました。最高で平成29年度8万人を超えるような人数があったところでございます。ただ、平成30年度それから令和2年、令和3年につきましては、それぞれ西日本豪雨のため、それからコロナ禍だということで、利用人数のほうが落ち込んでるところでございます。令和4年度からは指定管理がまた変わって、現在ファジアーノ総社・NCPスポーツコンソーシアム総社のほうが指定管理となっておりますが、昨年、令和4年度につきましては6万人を超える人数ということで、人数のほうは復調傾向となっているところでございます。

続きまして、5ページのほうを御覧ください。

こちらのほうがトイレの設置状況ということで、地図のほうにトイレの箇所を示しております。ページの下のほうが南のほうになりまして、総社大橋が御覧いただけると思います。南から順に言いますと、野球場が2面、それから子ども用の野球場が1面、それから多目的広場、それからサッカーグラウンドが4面というふうになっておりますが、その中に簡易水洗トイレが5箇所、それと手洗い付きの簡易水洗トイレが6箇所の計11箇所トイレのほうを設置されておるところでございます。

続いて、6ページのほうをお開きください。

こちらのほうが設置してあるトイレの状況の写真となります。最初は手洗いのついてないほうの簡易水洗トイレでございますが、右の写真のように洋式トイレとなっております。座ってレバーを引きますと、便器の中に蓋があって、蓋が開閉するようになっております。レバーを引くと同時に蓋も開いて汚物が下に落ちて水が流れるといった仕組みになっております。もう一つが手洗い付の写真、中央以降の写真になりますが、こちらのほうがトイレの個室が二つつながったようなイメージのトイレとなっております。入り口のほうは出入りが見られないような目隠し用のフェンスのほうを設置してございます。室内のほうなんですけど、片方の部屋のほうに手洗いが設置してありまして、手洗いの上部にコック付のプルタンクがあって、手を洗うことができるようになっております。もう一つの部屋のほうに先ほどと同じような簡易水洗トイレがあって、御利用できるようになっております。

説明については以上となります。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） 御説明いただきましてありがとうございます。メインの話としてはトイレなんですけれども、すみません、昔に比べたら本当にこの簡易水洗トイレというものもよくなって、昔に比べたらです、なんですけど、やはり最近はおうちで普通に温水洗浄便座が当たり前になってきてるときに、この簡易トイレ自体がなかなか使いにくいという、使いたくないという感

覚をお持ちの方が増えているといったところがあります。プラスして、今日でも今入ったら恐らくものすごい暑いんですけど、どうしてもトイレの環境がよくないので、申し訳ない、昔に比べたらいいですよ、いいんですけど、今の一般家庭に普及している状態からするとかなりよくないので、やはりどうしてもこのトイレを使いたくないという、特に女性に多い傾向にあるようなんです。そうしたときにここに使用者数の推移が書いてありますが、使わざるを得ないからこのグラウンドを使ってるけど、恐らくトイレのためにわざわざ遠く近くの遊技場であったりコンビニエンスストアだったりまで行くような方も中にはいらっしゃる。なので、トイレの今すぐにこれを改善しろというのはもちろん無理だと思うんですけど、できるだけ簡易水洗トイレにしても最新式のものが出ればそれと交換していただきたいなというようなところでございます。

それと加えて、トイレの配置なんですけれど、一番南の野球場のさらに南にも一応駐車スペースがあると思うんですが、全体を見渡していただいております。トイレの位置、駐車場のすぐ近くにあると思うんですが、そのほかのところは、このみ駐車場のすぐそばにトイレがないんです。ここはどうか改善できないのかなというような気がいたしております。ここに車を止めたときにトイレがすぐないので、一番近いところがもう野球、仮にプレーをしていたらプレーをしている横を通って行かなければならないんですが、野球場2面分行くので200mからずっと行かないといけないので、駐車場のそばにどうかかならないのかなというのが一つ意見としてございます。

この写真を撮られるときとか、ふだんから管理されてたらグラウンドに行かれると思うんですけど、車の進入防止柵もかなり壊されてはいるんですけど、すぐ近くにトイレがないから実は正しく使っている時間帯ではない人が車で奥に入っていきパターンもあったりするんです。なので、トイレが近くにあったほうが、そういったトイレのところまで車で行こうという発想にはならないのかなというふうなことも思ったりもします。絶対そうだというふうに申し上げるわけではないんですが、できれば駐車場の近くにトイレがあったほうがいいのかと、せめて1個あったほうがいいのかと思うんですが、本当に事情はもちろん分かっておりまして、先日のように大雨が降ってもっと増水するということになるので全部撤去しなければならない。なので、撤去するのに作業、手間がものすごくかかるし、もちろん水が引いたら元に戻すということもあるので、ものすごくそういったことも考えられた上での配置であったり数であったりというのは重々承知はしておるんですけど、利用者の側からの意見として、トイレ遠過ぎるよとか、簡易水洗よくなったとは言っても使いたくないんだとかというような声を聞くので、今後どうされるつもりかなというのをお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（萱野哲也君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 溝手副委員長からの御質問でございます。

まず、できれば最新式のトイレということではございます。私も担当に去年からなりまして、ちょうど同じタイミングで指定管理者も変わりました。そのタイミングでその当時の新しい簡易水洗トイレ、私も初めて簡易水洗トイレを見まして、それまでは古い仮設トイレしか見てなかったの

で、逆に今こんなトイレがあるんだと思って感心したところではあります。今の現状なんです、実は月に15回指定管理者のほうから委託を受けたシルバー人材センターのほうで清掃、点検のほうを実施しているところなんです。なので、極端に汚れている状況が続くとか、そういったことはないと考えております。くみ取りのほうもたまっているかどうか確認して、必要があれば指定管理者のほうに連絡が入って、くみ取り業者のほうでくみ取りに行くということになっておりますので、維持管理についてはおおむね適正にできてるのかなと思ってるところですが、先ほどのできれば最新式というお話があるんですが、今のところ考え得る限りいいトイレがついているのではないかなと考えておるところです。

それから、数、配置についてでございます。こちらの利用状況なんです、例えば先ほどおっしゃられました野球で使われる方、昨年、令和4年度だけの利用状況を把握できましたので参考までにお知らせしますと、野球として利用された方が3,891人、それからサッカーのほうのグラウンドを使用された方が1万5,193人ということで、約3.9倍サッカーの方のほうが多い状況でございました。配置については地図で見る限り確かに駐車場のほうにトイレがあるかということはよく分かるんですが、今のところバランスよく配置ができてるのではないかなと思ってるところなんです。配置、数につきましては、今後利用者数の推移とか皆さんの御意見を参考にしながら、また運営のほうをやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） この調査事項の中で私もそもそも論にはもう触れるつもりはないので、そもそも論はしませんけれど、利用者数が少ない原因の一つにトイレの環境があるかもしれませんので、もちろんそれだけじゃないんです、正直ここは壁がないであったり水道がないであったり、いろんな利用しにくい状況というのがある中で、本当に一生懸命考えられていい配置をされてると思うんですけど、すみません、上がってきた聞いておる意見をお知らせしていただいて、できることなら、本当はこの中じゃなくて土手の反対側でもいいからちゃんとしたトイレがあったら多分こちらを皆さん利用されるんだろうと思うし、そういった検討というものはこの河川敷グラウンドをこれからもずっと使用していくおつもりであれば常に考えておいていただきたいことかなというふうに思います。

トイレの環境というのは本当に今大切で、災害対策で各小学校とかでもそういうトイレをしていくのと同じで、やはりトイレがあそこは嫌だからもう行きたくないというのは本当にあるので、トイレの環境というのはこれからも引き続き意識をしておいていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

このトイレについてはここでとどめて、せっかく頂いた資料の中で、使用者数の推移の中で先ほどおっしゃった平成30年は豪雨災害で令和2年、令和3年はコロナ禍でということだったんですけど、今お聞きしたような人数に比べても多いというのは、ふだんこの6万人から利用されてるというのは夏祭りの人数をカウントされてるんですか。

○委員長（萱野哲也君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 先ほどのサッカー、野球以外の人数のことで実際の使用者数と差異があるということなんです、夏祭り等実際グラウンドを使用された方の人数も含めての年間の人数になってるものと考えております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知しました。あくまで申請とかの人数で絶対数ではないと思いますが、大まかな人数ということで。

あともう一点気になる点があるんですけど、こういったスポーツ施設って、これも一応スポーツ施設だと思うんですけど、最近はAEDの設置がしてあると思うんです。河川敷なんでAEDの設置というのは非常に難しいと思うんですけど、何らかの方法でAEDを設置するというはできないもののかなというのを思うんですけど、やはりスポーツをしてる現場でいうとそういったAEDを使用しなければならない状況というのは随分発生しやすいのかなという気がするので、この河川敷の中でどうやったらできるかというのを検討する必要があるのかもしれないと思うんですけど、そのあたりの検討はいかがでしょう。

○委員長（萱野哲也君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 溝手副委員長のお尋ねでございます。

河川敷グラウンドのほうにAEDを設置できないかということでございますが、確かに言われるとおり河川敷という広い場所で、まちなかから離れたところでもございますので、そういった有事の際対応できればということは十分承知しておりますが、先ほど申しましたように河川敷ということで国の土地ということもあります。また、何らかの構造物を設置した上でそこに例えば格納するとかすることになるかと思うんですけど、その点想定してなかったのもので、そういった先進地の事例があるかどうか確認しながら、検討のほうはやっていきたいと思っております。あとまた、必要であればまた河川事務所と協議をした上で検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） すみません、私から。先ほど課長の答弁でAEDの件なんですけど、僕もそれを何年前に質問したんです。そしたら、当時の柚木課長はきびじアリーナで受付の際にその会を主催する人にAEDを貸し出すように推奨するというふうに、僕のとときにはそのような答弁をいただいているんですが、そういったものは引継ぎは行われずそのまんまだったんでしょうか。私の答弁でははっきりそのように認識しております、AEDどうするんだと言ったときに。そしたら、申込みしてきた人にいつ貸してください、そのときにAEDの貸出しも推奨しますというふうに言っていたんですけど、そこらは引き継がれてないようで今気になったんですけど、いかがでしょう。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 委員長の御質問でございます。

AEDのことにつきまして、以前の担当課長のほうがそういった答弁を伝えたということでございますが、申し訳ございません、私のほうはその引継ぎのほうをちゃんと把握しておりません、申し訳ありません。そのために今のような答弁のほうをさせてもらった次第でございます。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） いろいろお世話になります。先日当局に言いましたけど、スポーツ少年団の会合があったときに、ちょうどこの河川敷の話になってまして、要は大会を開いてるときにトイレの数が少ない、要は大会って年にそんなに数開くもんじゃないですけど、たまたまその野球の方と話をしているときにさっき溝手委員が言われたような一番南のほうに。結局、一番北のほうまで行ってトイレに行かざるを得なんだというようなことも起きてるんで、これを常時つけるというのは僕はあまり得策じゃないかなと思うんですけど、例えばそういう大会のときに貸出しとか、フレヴァンの方にあっせんをして、この3日間、お金はどういうふうにするかというのは今後の検討にはなるんでしょうけれど、多分サッカーにしても野球にしても年に何回かここを使って、非常にトイレのことは喜んでおられました。すごく前からいうときれいになったということで、それはいいんですけど、その数のことがちょっとというような話が出てましたんで、これはお伝えしときます。今後いろいろ検討してみてもらえないでしょうかということで、貸出しするんか、お金は当事者が払うかそちらが持っていただくか、検討はどんなでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 深見委員のゴールデンウィーク中のイベントに対するトイレの状況についての御質問でございます。

こちらのほうは、学童の招待野球大会ということで県内の少年野球チームを招きまして、スポーツセンター野球場、多目的広場、河川敷グラウンドのほうで計22チーム、すごい数のチームが集まりまして、5月4日、5日、2日間の大会があったようでございます。今おっしゃられたトイレのほうがいっぱいになって使えなかったということでございますが、少年野球チームの子どもたち、あと指導者で、今回ゴールデンウィーク中ということがございまして保護者の方もやっぱりすごくたくさん来られとったらしいんです。この大会が実に4年ぶり、久しぶりの大会があったということで、想定以上の人数が来てたということは聞いております。

実際、今回利用者の方に御迷惑をかけた話も指定管理者と協議しまして、今後こういった明らかにたくさんの人数が集まると想定されるような大会については、事前に例えば先ほどおっしゃられました1週間なら1週間リースで仮設トイレを設置するでありますとか、もしくはくみ取り業者とも事前に協議した上で1日目が終わった直後に、休み中ではありますけど、くみ取りすることができるかとか、そういったほうの対応のほうを考えていきたいということでございましたので、利用

者の方に不便がないような対応のほうを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） そのときにグラウンドの状況とかいろいろお聞きしたんです。非常に状態はいいということで、ぜひ今後ともこういうことはやっていきたいというふうに言われてましたんで、できればそういうことをせっかく利用の頻度が上がってきてるときに、総社でこういうことができるんだよということは、僕は子どもたちのためにすごくいいことだと思ってるんで、そういう周辺整備のことはぜひともよろしく願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 小野委員。

○委員（小野耕作君） トイレなんですけど、清音の河川敷のトイレはもっと古いタイプになりますので、そちらも一緒に考えていただきたいなど、よろしく願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 小野委員からの御質問でございます。

高梁川河川敷グラウンドに比べまして、清音河川敷グラウンドのほうのトイレのほうが古いというお話でございます。清音河川敷グラウンドにはトイレが2基あります。それは和式の簡易水洗トイレです。同じように今度はボタンを踏むと水が流れて蓋が開いて汚物が流れるといったような仕組みでございますが、確かに古いトイレでございます。こちらについては指定管理者の方と協議して、今後は利用者の方が使いやすいように、そこについて検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日この程度にとどめたいと思います。

次に、報告事項の5、2023そうじゃ吉備路マラソンについての当局の報告を願います。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） それでは、報告事項の5、2023そうじゃ吉備路マラソンについて報告いたします。

資料の20ページ、資料9を御覧ください。

まず最初に、2023そうじゃ吉備路マラソンの大会結果ということで、もう何度も御説明のほうをさせてもらってるところではございますが、令和5年2月26日に開催いたしました今回につきまし

ては、種目についてはフル、ハーフ、10kmの3種目、募集人員の方がそれぞれ2,500人、5,500人、4,000人の定員1万2,000人で実施したところ、エントリー数のほうが7,321人、当日の出走者のほうが6,681人ということで、出走率が91.2%というふうな結果になりました。

今大会につきましては、スタート時間について岡山県立大学の入試の日と重なったため、例年より1時間遅くなって、最初の種目であります10kmのほうが10時スタートということとなったところでございます。また、参加料につきましては、今回まだコロナ禍が収まっていない状況での開催でございましたので、安全で安心な大会とするために感染対策の必要があったことから、直前で中止となりました2020大会と比較しまして約1.5倍の値上げのほうをさせていただいたところでございます。コースにつきましては、ハーフマラソン、10kmにつきまして日本陸連の公認コースでしたが、期間満了を迎えたため再度計測のほうを実施し申請したところ、改めて5年間の公認のほうを得ることができております。それから、ボランティアにつきまして今回2,454人と、本当に多くの方の御協力をいただくことができました。それから、その他といたしまして、ゲストランナーとして中村友梨香さん、岸本大紀選手は以前報告させてもらったとおりですが、それ以降元東京オリンピック代表の原田のどかさん、それから元アテネオリンピック、ロンドンオリンピック代表の競歩の山崎勇喜さんについても御縁があつて参加いただくことができました。特に山崎勇喜さんにつきましては競歩のもとと選手だったんですが、フルマラソンのほうに参加されて、歩いて4時間46分という記録のほうを出されております。それから、招待チームといたしまして、倉敷高校、興譲館高校の選手のほうに参加いただきましたが、これにつきましても倉敷高校3年の南坂選手のほうがハーフマラソンにおきまして日本高校記録のほうで完走されております。

続いて、21ページのほうを御覧ください。

今大会の新たな取組といたしまして、一つ目、ウェーブスタートがでございます。スタート時の密を避ける感染症対策、それからこれまでもランナーの方からスタート直後本当に混雑してストレスを感じてるというお話もございましたので、混雑の解消について要望が多かったため、ハーフマラソンにつきまして申込時の申告タイムによってスタート時間を二つに分けるウェーブスタートのほうを導入いたしました。

それから、二つ目といたしまして、2019大会の心肺停止事件、これを教訓といたしまして、従来の消防署によります移動救護体制を強化したことに加えまして、医師免許を持つドクターランナー、それと救命士や看護師などのメディカルサポートランナーを導入し、救護体制の強化を図ったところがございます。結果として、救急搬送事例のほうが3件ございましたが、大きな事故にはつながらず無事に大会を終えることができたところがございます。

それから、三つ目といたしまして、給食サービスの充実がでございます。これまでパン、バナナ、塩分チャージなどしかなかった給食のほうを変更しまして、7種類とさせていただきました。水やスポーツドリンク以外に、パン、ようかん、チョコレート、グミ、塩タブレット、あめ、糖質0g麺のほうを提供させていただきました。特に糖質0g麺につきましては、紀文西日本様のほうから

麵の御提供をいただきまして、雪舟生誕地公園などで婦人協議会の皆様のほうの協力を得まして給食サービスのほうを実施したところでございます。

それから、四つ目といたしまして、協定に基づく企業運営のボランティアというところで、包括連携協定、総社市と連携協定を結んでいる企業の方が企業ごとで給水所の運営のほうを計4箇所実施していただきました。それから、包括連携協定を結んでいる大学につきまして、川崎医療福祉大学の皆様のほうにフィニッシュ地点など周辺でボランティアのサポートのほうを協力いただいているところでございます。

続いて、今回2023大会の申込みの内訳でございますが、当然岡山県が一番参加者の内訳が多いところでございますが、そのうち岡山県が6,148人のうち、岡山市が2,833人、倉敷市が1,734人、次いで総社市が594人というふうになっております。それと、近県では中四国、それから大阪、兵庫の関西圏、それから東京、神奈川などの首都圏からの参加者が多い傾向にございました。また、遠方からは北海道、鹿児島からも参加のほうがあったところでございます。

続きまして、今大会の運営に関する参加者の意見を集約ということで、アンケート結果のほうの要約のほうを説明させていただきます。

よかった点といたしましては、沿道や地域住民の方の声援が非常に力になったという声を数多くいただきました。それから、ボランティアの対応が適切で親切だった。給水、給食ポイントでの給食サービスが充実していた。例年に比べるとすごく走りやすかった。ウェーブスタートがよかったという声もいただいております。それから、シャトルバスにスムーズに乗ることができたなどの声をいただいたところでございます。

逆に、よくなかった点といたしまして、やはり参加料が高いということの声が複数あったところでございます。これは、これまでそうじゃ吉備路マラソンに参加いただいた方からすると一定の値上げというところで、負担感があるのかなと思っています。それと、参加賞が物足りないという声もいただきました。参加賞につきましては、今回フル、ハーフがバスタオルとステッカー、10kmがフェースタオルとステッカーということだったんですけど、アンケートの声といたしましては、参加料金が上がってるのに参加賞が変わらなかったのも物足りないという声があったところでございます。ただ、運営する側といたしましては、感染対策のために参加料を値上げしたところでございましたので、その辺が伝わってなかったのかなと思っておるところでございます。

それから、トイレの数が少ない。関門時間が厳しい、特にハーフマラソンの声が多かったように思います。それと、コース区分の表示が分かりにくい。そうじゃ吉備路マラソンにつきましては、複数の種目を実施しておりますので、特にフルとハーフについてコースが途中まで一緒に走るんですけど分かれるところが幾つかございます。特にテクノパークの出入口の部分で1回テクノパークに入って出ていく際にフルとハーフが右左分かれるんですけど、そこで間違える方も何人かおられたようでございます。それと、国道429号、Honda Cars総社さん付近です、あそこで南に向かって走るフルマラソンのランナーが、本来ですとそのまま真っすぐ直進して南に進まないとい

くださいと言われたらもう強制なんで、ここが難しいと思うんですけど、その上で人数を集めるのは本当に難しいと思うんですけど、でも繰り返しになります、嫌々行ってちゃんとした対応はできないと思います。そうすると、そのボランティアさんと接したランナーは不快に感じると思います。それは評価が下がることになると思いますし、もし本当に緊急事態が目の前で起きてても、その意識がない人だったらもう放っとくかもしれません。ああこの人苦しみようけど誰かすりゃええわみたいな感じになってしまうかもしれん。なので、本当に自分からやりたいんだという人で構成されるべきだと思います。ボランティアの本来の意味はそうだと思います。行きたくもないところに行っても意味がないと思いますので、その点を特に。

当然消防団もそうです。消防署から消防団本部に話が来て、消防団本部から各消防団に来るんですけど、消防団員だからといってボランティアに、そりゃファイアボランティアですけど消防団は、ですけど、こういった吉備路マラソンのボランティアに参加するために消防団に入ってるわけではありませぬし、その消防団員の数を確保するのも正直大変なことになっていて消防団の見直しというものも行われている中で、何で吉備路マラソンに駆り出されにやいけんのんという話になっていくので、いろいろな地域づくり協議会もそうです、ここから何人出してくださいとか、その何人が具体じゃなくっても、何人かは出してくださいってなるとどうしても強制的になってくるので、大々的にボランティアを募集していただいているんですけど、あなたのところから何人かお願いしますというような募集の仕方はしないでいただきたいというふうに思います。この点、いかがでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 溝手副委員長からのボランティアの集め方についての御質問でございます。

さきの一般質問のほうでも質問をいただきまして答弁をさせていただいてるところですが、おっしゃるとおりボランティアにつきましては自主性というものが尊重されるべきだとは感じております。その中で、やっぱり大会運営に必要なボランティアの人数についてはどうしても確保しないといけませんので、この間の一般質問以降、担当部署のほうもどうすればボランティアの方を、言葉は悪いですけど集める必要が当然ございますので、集め方について今いろいろと検討しているところでございます。

例えば、ほかの大会の事例でございますが、申込みする段階で場所の希望を出すことができるおかやまマラソンでありますとか、例えば半日交代で帰ってもいいよとか、そういった拘束時間についても検討する必要があるのかなと感じてるところでございます。そういったほかの大会の事例等も参考にしながら、まずは大会運営ができるボランティアの人数の確保についてどういった方法で人数を確保していくかということにつきましては、今後検討を重ねていきたいと思っております。

先ほど、人数を示すとそれが強制になるという話でございますが、例えば目安としてどれぐらい出せますかといったような話もできるかもしれません。まずは団体の方ともよく相談しながら、一

方的な人数だけのお願いにとどまらないようなやり方について検討したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 厳しいことを申し上げてるのはよく分かるんです。しかし、私は本来ボランティアの意味を考えると、やはり人数をある程度出せますかという問いにしても、それはプレッシャーに感じると思います。その団体からすれば、自分ところの団体はこれだけまとまってるんだというような対外的なアピールのためにもこんげえは出したろうというような考えになる方もいらっしゃるって、その方が上にいるとどうしてもそれがまた下に下りてくるんで、本当に私個人的な意見を申し上げさせていただければ、予算を増額すればいいんだと思います、私個人的にはです、個人的な話です、あくまで、くどいようですが。

ボランティアという名の強制に頼ってるようでは、正直いい大会はできないと思います。先ほどエントリー者というか出走者等そういった人数も詳細におっしゃってましたけど、結局総社市から五百数十人しか参加されてないというのは、総社市民に愛されてないと取られかねないでしょう。岡山市から2,000人、3,000人、倉敷からは1,000人以上、取られかねないでしょう。これを本当にいい大会にしたいのであれば、ここで走りたいという市民がもっと多くてもおかしくないでしょうし、当然ボランティアだってしたいしたいというふうな声聞こえてくるぐらいでないとおかしいと思うんです。そのために予算増額しても僕はありだと思ふんです、せつかくするんであれば。交通規制までして、総社市内を走る人が何でここは通れんのんならという苦情も毎年あると思います、開催するたびに。そういった出ていけなくなる地区の人もおっしゃると思います。そういったことも含めてなかなか受け入れてもらってないと私は感じます。担当課の方が悪いとかという話ではないんですけど、なので私はこれはもうちょっと見直しが必要なことなんだろうというふうに思います。厳しいことを申し上げて申し訳ございませんが、よくよく御検討をいただきたいし、担当課の中だけでとどめず、しっかり検討をしていただきたいと、政策監、副市長も今お聞きですし、しっかり検討していただきたいと思います。

○委員長（萱野哲也君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 溝手副委員長からの御意見ということでございます。

おっしゃるとおり、やっぱりせつかくそうじゃ吉備路マラソンを開催するに当たりましては、市民の皆様の御理解や御協力がないと当然やっていけません。先ほどおっしゃられましたほかの自治体に比べて市内の参加人数が少ないのではないかというお声もございます。確かにボランティアのほうで非常に多くの方が参加いただいておりますので、その分実は走りたかったけどボランティアが来たからボランティアに参加してますという声も少なからずあるのは事実でございます。ボランティアの方につきましても参加してよかったなと思える大会じゃないと、この大会についても続いていかないと考えておりますので、いろいろ工夫を凝らしながらよりよい大会になりますよう考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） この参加者の意見がたくさん出てます。よかった点、よくなかった点いろいろあるんですけども、恐らくですがボランティアスタッフもいろいろ意見を募ってたと思うんです。前に参加したときにQRコードか何かついて、もしくは紙で出してくださいみたいなんで、そういうのもありました。スタッフからの意見、いろんな意見があったと思うんですけども、そういったのはしっかり集まってますでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 山名委員からのボランティアの方からのアンケートの集約のことについての御質問でございます。

ランナーだけではなくて、今回例年どおりボランティアの方からもアンケートのほうをたくさんいただいております。今回から二次元コードのほうをアンケート用紙に印刷いたしまして、回収数のほうはこれまでに比べては上がってるところでございます。今回こちらに載せなかったのは、ボランティアの方からのアンケートについてはこの現場での細かい要望でありますとか改善点のほうが多くございました。なので、要約といいますかそういったことが書き切れなかったのも、今回については割愛させてもらっております。

一番基本的に多い意見といたしましては、配付したマニュアルのほうが一般市民の方にはちょっと分からない部分もあったというところもございますので、マニュアルのほうの見直しについては今回検討して見直しのほうを考えておりますので、参加いただいている方にも分かりやすくスムーズなボランティアができるような体制でないといけないと思っておりますので、そういった点については考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） そうだと思います。現場の意見が結構多いんで、いろいろとそういう意見があったりするんですけど、ただこういうイベントごとをすることに当たっては、一番嫌なところという苦情とかというのもたくさんあったりすると思います。いい意見もあれば悪いこともあって、それらを総合的に参加者からの意見、スタッフからの意見、現場の意見、そういう苦情ということ、それら全てを合わせてブラッシュアップしていくというのがどんどん次の大会がうまく、先ほども言われましたけど、よくしていくということが必要だと思うんですけども、これ、実行委員会が例えば反省会だったりそういうのがあって、次はこれが出たからこうやってやっていこう、この苦情にはどうやって対応していこうというのは、これは担当課のほうでやっているのか、それとも実行委員会とか、多分開催はしてないと思うんですけど、反省的な部分で、ここはどこで話し合いを今後していくのか、どうですか。

○委員長（萱野哲也君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 山名委員からの再度の御質問でございます。

当然ボランティアの方からの声というのは各現場現場で起きている声でございますので、大会当日事務局のほうで把握できてないことがたくさん起こってるのは承知しております。そういった声を本当に一生懸命拾い上げて改善していくことがよりよい大会につながっていくと思いますが、実行委員会のほうでどこまでということでございます。大会として大きな改正点となることについては実行委員会のほうでも報告なり協議のほうをしていただくことにはなりますが、細かい点につきましては実行委員会事務局、担当部署のほうで意見を整理した中でいろいろと改善していくことで、そこで反省をしながら次の大会に向けて準備のほうを進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。実行委員会の中だけでも出る意見とかもあるかとも思いますんで、そういう意見を聞く、実行委員会は委員会ではいろんな組織の方もいらっしゃると思うんで、そこで吸い上げてきた意見というのもまた出てくるかもしれないし、昨年度のこの実行委員会のスケジュールを見させていただいたらもう6月から次回に向けてが始まるのか、これが昨年度の部分だったんで、6月から始まっているのか、じゃあここでもう第1回の実行委員会で例えば前回出た分の反省会をもうしていくのか、それをどんどうやって反映させていくかということをしていかないと、イベントというのはやっぱりそういう意見をどうやって、出てきたものに対していろいろ対応していくと思いますんで、そこの部分をしっかりと話し合いをしていただいて、先ほど言われましたようにボランティアの集め方だったりもありますんで、ランナーの方からこういういろんな意見が出たりもしますんで、苦情とかもありますんで、そこに対してどういうふうに対応して、どうすればよくなっていくかということのをその中でしっかり考えていただきたいと思います。お願いします。

○委員長（萱野哲也君） お願いします、なければいいんですよ。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 山名委員からの再度の御意見のほうでございます。

よりよい大会運営におきまして実行委員会を開催するところでございますが、今回実は5月16日、来週1回目の実行委員会が開催予定でございます。その中で議題として2023大会の結果についても報告させていただきますので、先ほどのアンケート結果でございますとかそういったことにつきまして報告させていただきます。それを受けて2024大会に向けてどう進めていくかということもこれから考えていきますので、内容については事務局のほうから実行委員会のほうにお示しさせていただきますまして、今後の大会のほうに生かしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、報告を受けたということにいたします。

この際、しばらく休憩いたします。約10分。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時21分

○委員長（萱野哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、調査事項の4、病院施設整備補助事業の進捗状況についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 失礼します。調査事項4、病院施設整備補助金の進捗状況について御説明いたします。

7ページをお開き願います。

まず、総社市病院施設整備補助事業審査委員会の開催状況でございますが、現在までに2回、1回目は令和5年2月20日、2回目は令和5年3月14日に開催のほうをしております、いずれも案件につきましては令和5年2月1日に長野病院から提出された補助金の交付申請についての審査でございます。

第1回目の審査会の概要でございますが、総社市病院施設整備補助事業審査委員会を組織して初めての会議でございますので、多くの事項について説明、また審議のほうを行ったところでございますが、まず1点目としまして、本審査会の委員長、副委員長の選出を行い、結果といたしましては、委員長は川崎医療福祉大学の櫃石氏に、副委員長は岡山県立大学の森永委員に御就任のほうをいただきました。

2点目としまして、本審査委員会の進め方や情報の取扱い、会議の公開、非公開、また議事録、そういったことなどについて協議のほうをいたしました。結果といたしましては、会議は非公開の会議とし、議事録は事務局と委員長が精査した後に次回の会議で委員に案を示し、承認いただいた後に総社市ホームページで公開することとなりました。

3点目といたしまして、審査する上で前提となります総社市の目指す医療提供体制や病院施設整備補助事業のこれまでの経過、また病院施設整備補助要綱の制度内容などについて委員のほうに説明のほうをいたしております。

4点目としまして、長野病院の補助金の交付申請の内容についてということで、事業計画書や図面、医療機器、所要額の一覧表など、申請内容を説明した後に、委員のほうから質問、説明のほうをいただいたところでございます。主な意見等といたしましては、別棟の感染症対策室で医師がどのように対応するのかであるとか、救急で検査が必要となった際に1階からCTなど検査機器がある2階へ上がることになるが、エレベーターを対象面積として取られていないが、考えはどうかとか、あと休日や夜間の救急の待合について、インフルエンザなどで患者が増えた際の対応はどうか

といった意見をいただきました。

また、会議後にメールなどで追加にいただいた意見としましては、2次救急を受けるのが1階で検査が2階になるが、運用上のコンセプトはどうか。また、2階に宿直室があるが、2次救急エリアから遠い。実際の運用はどうか。また、超音波診断装置を3種類購入予定であるが、それぞれの用途はどのように考えているのか。また、現状の常勤医だけでは2次救急を常時受け入れるのは難しいと考えるが、人員確保の計画はどうかといった御意見のほうをいただいております。いただいた意見等につきましては、申請者に委員の意見や内容を伝えまして回答いただくようにしております。また、今後の会議で事務局のほうから委員に説明をするようにしております。

続きまして、2回目の審査委員会の概要でございます。大きく3点審議のほうをいたしました。まず1点目としましては第1回目の議事録についてでございます。こちらについては委員の承認を求めまして承認されましたので、現在総社市ホームページに公開のほうをいたしております。

2点目としましては、先ほど申しあげました第1回目の審査委員会で審査委員会から出た意見等につきまして、病院からの回答を御説明のほうをいたしました。

また、3点目としましては、改めてフロアごとに委員と共に図面に記された診察室や各部屋の機能、また申請者が対象施設として色塗りした場所、そういったものを見ながら、また医療機器も明細を一品ごとに確認のほうをしながら見ていきまして、御意見のほうをいただきました。

その中で多数御意見のほうをいただいておりますが、主なものとしましては医療機器が充実することに伴い医師、看護師以外の職員の配置はどうか、また回復期リハビリを行う理学療法士の配置はどうか、回診用エックス線、こちら2台の運用について大部屋での使用はどうか、検診センターの女性職員の比率はどうか、また病室以外での医ガス、酸素吸入装置の配置はどうか、またその機能が各部屋同じであるか、また新病院へ持っていく医療機器リスト、廃棄するリストはどのようになっているのかなどの意見をいただいております。

なお、現在申請者にこれらの意見に対する回答のほうを求めているところでございまして、第3回目の会議において審査委員会に説明することとしております。

以上が現在までに2回行いました病院施設整備補助事業審査委員会の概要でございます。

続きまして、今後の補助金支出までのスケジュールということで見込みのほうを御説明したいと思っております。

資料中ほどに表にしておりますが、それぞれ総社市が行うこと、長野病院が行うことを分けて記載のほうをしております。

まず、第3回目の審査委員会でございまして、こちらは5月下旬に開催する方向で、現在申請者や委員の先生方と調整のほうを行っているところでございます。

そして、現段階では審査委員会が3回で終わるのか4回になるのか、まだ続くのかということは分からないわけでございますが、どこかの段階におきまして補助金の交付額のほうを決定いたしま

して、次の段に記載しております総社市病院施設整備補助金交付決定を行い、その通知のほうを申請者に送付したいと考えております。その後6月末には病院が竣工し、病院側から事業成績書や収支決算書などを添えて総社市病院施設整備補助事業実績報告書が提出され、その内容を踏まえて7月頃には実施状況の確認、こちらは建物や医療機器の整備状況、配置状況の確認になりますが、そちらを行うよう考えております。その後8月に移転開業となり、実際の診療、また六つの医療機能などが始まりますので、その後に実施状況等の確認ということで、こちらは運営状況や機器の使用状況、また六つの機能の実施状況、そういったものを確認していきたいと考えております。

そういった状況などを基に審査委員会のほうへ報告いたしまして、その結果を踏まえて補助金の額の確定を行い、申請者に総社市病院施設整備補助金交付額確定通知書を送付するように考えておるところでございます。その通知により申請者は総社市病院施設整備補助金請求書によって市長に補助金を請求し、補助金が支払われるというスケジュールの見込みでございます。

また、補助金の支払い後も記載しておりますように、年に一度は審査委員会に対象機能の実施状況などを報告しまして意見をいただくとともに、審査委員会でのやり取りも含んだ形で議会の皆様には報告したいと考えているところでございます。

最後に、現状の長野病院と薬師寺慈恵病院の進捗などがございますが、長野病院につきましては病院の外観自体も整ってきている状態でございます。先ほども申し上げましたが、進捗については予定どおりということで6月末竣工と聞いております。また、人員につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり審査委員からもかなり多くの質問のほう、意見のほうをいただいておりますので、そちらにつきましては第3回の審査会で病院からの意見の回答について十分審査してまいりたいと思っております。

薬師寺慈恵病院につきましては、5月中旬の新病院着工に向けて北駐車場付近などで準備工を実施している状況ということで、現状まだ補助金の交付申請書のほうは提出のほうはされておられません。提出されましたら、長野病院と同様に審査委員会で審議していくよう考えているところでございます。

健康医療課からは以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません、ちょっと自分が理解できなかったというか、総社市の側のほうの表の2番目です、補助金交付決定通知書発送とあるところ辺の話のときに、交付額の決定をし通知書を発送と言われた、交付額を決定と言われたような気がしたんですけど、ここで言う交付額決定とその後のほうにある補助金の額の確定というのはまた違うお話なんですか。私が聞き間違えとっちらすみません。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手副委員長の御質問でございますが、まず申請に伴って審査をして、その審査状況で一度補助金の交付決定というものをを行います。その後、実績が提出されて、実際に領収書とかそういったものが出てまいりますので、そういったものもその後に見まして、次には額の確定という形で補助金額を正式に確定していくという流れになっております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません、じゃあ私が聞き間違えたか、または思わず交付額と言ってしまったかどっちかだと思うんですけど、ここでは額は決定してなくて交付の決定だけだということですよ、下にありますもんね、補助金の額がというのが。そうですね、分かりました。

じゃあ、長野病院さんの側の6月末病院竣工で、その下に実績報告書の提出というのがあるんですけど、この実績報告書の提出というのは左にある総社市が審査する実施状況等の確認にあることの実績ということでもいいんですか。要は建物と医療機器の整備状況の実績、建築に関する実績、これは何の実績なのかなというのを思ったんで、すみません、教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手副委員長の再度の御質問でございますが、実績報告につきましては建物といいますか建築の金額、また医療機器の購入の金額、そういったものについてこういったものを購入した、こういった形で建てた、こういった金額が必要になったといったものを一式出していただくようなものになっております。

また、先ほどの補助金の交付決定でございますが、金額は確定しませんが、金額自体はそちらの通知書に記載はされますので、確定ではないですがその現時点においての金額と、確定の領収書とか出て最終の額ではないですが、見込額というんですか、そういったところは入ってくるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 先ほど審査委員会の中での質問にも多くあったというような説明があったと思うんですけど、この実施状況等の確認というのが建物、医療機器の整備状況と、開業した後に運営、医療機能の提供体制等というところがあると思うんですけど、そのときに要は医師の数、看護師の数、技師の数、そのほかあらゆる療法士とかいろんなそういった数的なもののチェックもここには含まれるというふうに認識させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手副委員長の再度の御質問でございますが、おっしゃるとおりこちらの状況の確認ですか、こちらの中で人員についてもしっかり確認していきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 人数がこれじゃあ明らかに少ないですよというふうなところがもし見受けられると、当然その後の補助金の交付の額に何か影響があるというふうに考えていいんでしょうか。それとも、もともとの補助金は建物の面積掛ける幾らであったり、医療機器に対して幾らであったりなので、医師の数が不足しておろうが看護師の数が不足しておろうが、一応それが始まった時点でもうオーケーですよというふうになるのかどうか、その辺を教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手副委員長の再度の御質問でございますが、実施状況を確認した後に審査委員会のほうを設けるようにしてますので、そういった人員とかが足りてるかどうか、そういったものにつきましても審査委員に十分お伺いしまして、意見のほうをいただいて、どうであるかということは明らかにしていきたいと考えております。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） それは明らかにしていただかなければならないと思うんですが、だから先ほど申しましたようにこの補助金自体は医師の数がどうであれ、看護師の数がどうであれ、関係ないと思うんです。この補助金の内容自体は病院の建物の6項目に係る面積と医療機器に対して出されるものなので、実際に医師の数が圧倒的に不足していようが看護師の数が不足、圧倒的というのはあれですけど、不足していようが関係ないと思うんですけど、じゃあそれが関係ないけど、実際には数が不足していたら交付の額が変わってくるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手副委員長の再度の御質問でございますが、足りる足りないという基準とかというところは非常に難しい話だとは思いますが、交付要綱の第13条に遵守事項があるんですが、こちらのほうに対象機能を確実に提供する体制を維持するといったものが入っておりますので、そういった意味合いで今長野病院さんが思われているような医療を提供するという体制ができるかどうかということは審査会のほうで十分先生方の御意見を聞いていきたいと思っております。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません、くどいようなんですが、なので、もし人数の不足による、理由がそれ以外でもそうですけれど、望んでいる医療体制の提供が今の段階でできてませんよということになると、それは交付額に影響するというふうに考えてよろしいですか。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手副委員長の再度の御質問でございますが、実際補助の別表とかそういったところに基づいての支出ということになってまいりますので、そちらをやっていただくというのが補助金支払いの前提となっておりますので、十分そちらのほうは指導していきたいと考えております。そういったことが起こったらでございますが。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） なので、そういった人数的な不足等が起こって医療体制の提供ができないという事態が起こったら、指導はしていくけれど、交付額の多少には関係はしないという認識でよろしいですか。

○委員長（萱野哲也君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（兼新型コロナウイルス感染症対策室長）（上田真琴君） 溝手副委員長の御質問にお答えをいたします。

まず、この補助金でございますけれども、この六つの機能を果たすということが前提になっておりますので、施設の整備や医療機器の購入だけではなくて、この六つの機能をしっかり果たしていただくということが必要になります。その機能を果たすために人員も含めてですけれども、その体制をしっかり図られているかというところがこの交付の要件になってきますので、そこの対象になっているかどうかというのは審査委員会のほうでしっかり判断をしていただくということでございます。その機能がもし果たせていないということであれば、この交付というのは難しくなってきますので、当然果たしていただくように事前に御相談はしますし、その結果本当にこの機能を果たせないということであれば、その補助金というのは支払い額のほうに当然影響してくるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。その医療機能を提供していただくのが大前提ですからということで理解をさせていただきました。

あともう一点気になったのが、2次救急を本当に受けれるのかというような質問がこの審査会の中でも出たというような、ざっくりいうとそういったお話だったと思うんですけど、これが開業してからたちまちもう2次救急が受けれる体制になってないとおかしいわけですよね。ですから、そのときにこの実施状況等の確認をするときに、当然2次救急をどの程度受けたのか、救急を受けたのがそれが1次相当だったのか2次相当だったのか、それともそのときに受けれない体制だったからもうすぐよそに行ってもらおうことにしたんだ、一旦受けたけどすぐに転院させたんだとか、そういった詳細までちゃんとここの実績、実施状況の確認のところでは出てくるというふうに認識しておいてよろしいでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手副委員長の御質問でございますが、おっしゃるとおりその点のこういった形で2次救急を受けたかというところで病院側のほうには御質問といたしますか、そういったことをお伺いしまして、明らかにしたいとは思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

津神委員。

○委員（津神謙太郎君） 今の溝手委員の続きなんですけれども、審査委員会のほうで私がちょっと聞き漏らしてたらすみません、竣工時実績報告の提出とあるんですけど、この場合その審査委員会が長野病院さんのほうに行かれて見られるんですか。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 津神委員の御質問でございますが、審査委員につきましてはまだ現状、現場まで行ってみるかどうかということは決定しておりませんが、我々は1回絶対見に行きますので、見に行った結果を基に委員にお伝えが可能かどうかというのも判断しまして、委員に行ってもらおうかどうかというのは今後判断したいと思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

じゃあ、1点だけ私から。先ほどから審査委員会に諮ると、審査委員会に諮ると、審査委員会とよく審査委員会と出るんですけど、審査委員会の方を決して否定するわけではないんですけど、審査委員会の方が数名いらっしゃいますけど、こういった物事を精査できる能力が全ての方がお持ちだと思いませんか。思われて審査委員を指名されてますか。まず、その確認をします。私はそのようには聞いていない。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 萱野委員長の御質問でございますが、審査委員の資質といったことでございますが、現在2回会議のほうを行いました、皆様専門的な知識を有する方でございます、非常に活発な御意見のほうをいただいているところでございまして、十分資質があると考えております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 皆さんと言いましたね。皆さん専門的な知識をお持ちの方が集まっているんですか、皆さんですか。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 萱野委員長の再度の御質問でございますが、皆さんという言い方がいいか悪いか適切かどうかというのはあるのかと思います。医療従事者、医療関係ということでありますと、やはり地域づくり協議会の方とか、愛育委員さんは一定の医療のことは分かっておりますが、そういった方々につきましては市民の目といったことで入っていただいているということでございますので、そういった観点から御意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 分かりました。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日この程度にとどめたいと思います。

次に、報告事項の6、新型コロナウイルス感染症について、当局の報告を願います。

新型コロナウイルス感染症対策室主幹。

○新型コロナウイルス感染症対策室主幹（大西隆之君） 失礼いたします。報告事項6、新型コロナウイルス感染症について御報告いたします。

22ページ、資料10を御覧ください。

22ページから24ページまで、県内と備中保健所管内の感染状況を示しております。4月下旬あたりからは感染者数も一桁の日も多く、落ち着いた状況となっております。

次に、25ページ、26ページを御覧ください。

こちらは、本市で作成しました5類移行後の感染対策のリーフレットを掲載しております。総社市感染症専門家会議等の議論を踏まえました本市の感染対策は、個人や事業者の自主的な判断としつつも、高齢者など重症化リスクの高い方を守るという視点で感染対策の継続を呼びかけております。また、5類移行後に伴う制度変更のQ&Aなども掲載しております。なお、こちらのリーフレットにつきましては、御希望のありました総社市コミュニティ地域づくり協議会、また総社市民生委員・児童委員協議会などにも配布させていただき、周知のほうを進めております。

次に、27ページを御覧ください。

こちらは、ワクチン接種についてでございます。昨年の9月28日から開始しておりますオミクロン株対応ワクチンの接種ですが、3回目から5回目で3万343人、接種率は全人口の43.4%となっております。

続きまして、28ページ、29ページを御覧ください。

本年度の新型コロナワクチン接種は、春と秋の2回、自己負担なくワクチン接種を実施いたします。本市では5月8日から65歳以上の方や基礎疾患を有する方など重症化リスクの高い方などを対象に令和5年春回接種を開始しております。また、集団接種につきましても、5月14日から総社市武道館などで実施のほうをいたす予定でございます。なお、ワクチン接種に関する予算措置におきまして不足を要する部分につきましては、改めて議会へお諮りしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君）　お願いします。新型コロナウイルスQ&Aのところなんです、26ページのことなんです。そこのQのところ「市が行う自宅療養支援はどうか」という部分で、原則として「自宅療養支援は終了します」というふうになってます。ここは前にも予算のときとかにも少し聞いたと思うんですけど、原則終了ということで今回予算も取ってるわけです、今年度の。合計でいうと医薬品だったり何だりというのを全部合計すると1,160万円取ってるわけであって、これはもう本当に終了という考えでよろしいのか。これはホームページに行くと、5月8日で終了しましたというふうにもう表記されてるんです、ホームページに行くと。新型コロナウイルス感染症のページに終了しましたというふうに出ています。これが原則終了と終了したというのは意味合いが変わってくると思うんですけども、ここんところに違いがあって、どういう条件なのかというのを教えてください。

○委員長（萱野哲也君）　新型コロナウイルス感染症対策室主幹。

○新型コロナウイルス感染症対策室主幹（大西隆之君）　山名委員の御質問にお答えいたします。

こちらのQ&Aのほうでは原則として終了という形で記載のほうをさせていただいてるんですけども、特別なそういった理由、単身で誰も頼る方がいないというようなことを踏まえて、こちらのほうでは原則終了という形にさせていただいております。そういった単身の方で誰も頼る方がいないというような方につきましては、うちも特別な配慮という形でそのあたり検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君）　山名委員。

○委員（山名正晃君）　それはどうやったら分かるんですか、その方が自分から言わないといけな
いのか、医療機関から来るのか、この報告というのもなくなると思うんで、それはどうやってピッ
クアップしますか。

○委員長（萱野哲也君）　新型コロナウイルス感染症対策室主幹。

○新型コロナウイルス感染症対策室主幹（大西隆之君）　確かにそういった事例は医療機関である
とかほかの機関からお問合せいただくこともあるかと思えます。ただ、今現在24時間電話です、そ
ういったものをまだ継続させていただいております。そういった内容でそういったお問合せがあれ
ば、いろいろケースの内容をお聞きしまして確認していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君）　山名委員。

○委員（山名正晃君）　結局そのホームページの支援は終了しましたというふうになってて、そう
いうふうな相談があったら対応していくかもしれないですけど、それが市民の方が全然その情報に
はならなくて、今この表記だともう原則として終了してるんで、自分がその相談をする対象かど
うかさえも分からない。もちろんこの相談、今の自宅支援、療養支援というのはあってもいいとは
思うんですけども、その人たちがこれだけ1,160万円の予算を取ってるわけですから、これが執行

されるかどうか、それというのを市民の方にどういうふうに周知していくのか、それが誰でも彼でもいいよというわけではないと思うんで、そこはどういう方向で行きますか。

○委員長（萱野哲也君） 新型コロナウイルス感染症対策室主幹。

○新型コロナウイルス感染症対策室主幹（大西隆之君） 山名委員の御質問にお答えさせていただきます。

そのあたりのホームページの表記です、完全に終了しましたと読み取れるという形なのであれば、そのあたりの表記を改善していきたいと思います。よろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 多分それが一番いいのかなと思います。この紙にも今これはもう地域づくり協議会で配られているものだと思うんで、これを今から変更していくのかどうかというのはまたそちらで考えていただきたいとは思っております。

そのQ&Aのところの下の方にあるんですけども、もう次の質問なんですけど、流行の度合いをどうやって知ればいいのかというのがあります。ここで一週間分の状況が毎週金曜日に公表されます。市が感染の広がりを把握した場合には随時市民の皆様へお知らせしていきまうというのがあります。ここの基準というのは、国が示していくのか、それとも市が独自でこれは広がりがまういぞ、これをどういう対策をしていくんか、市民の人に呼びかけていくか、呼びかけの方法もそうですし、ここら辺の基準に関してはある程度置いてるんですか。

○委員長（萱野哲也君） 新型コロナウイルス感染症対策室主幹。

○新型コロナウイルス感染症対策室主幹（大西隆之君） 山名委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

市のほうではそういった基準は特には置いておりません。ただ、この公表の仕方です、どういった形で公表されるかというのも市の方でもまだ把握ができておりませんので、まずその週2回の公表の仕方を市のほうでも確認させていただいて、そのあたりを検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません、これから先もまだ希望する方にはワクチン接種ができるという体制を継続していただけていくということ、何の気兼ねもなく、いただけるということでもよいことなんですけど、教えてください。

今一番多い人は5回接種をしているということなんだと思うんですけど、どこかのタイミングでワクチンを接種してるけど感染しちゃった、発症しなくても感染してしまったといった場合に、感染してしまったがためにその後もうワクチンを打たなくなったよという人もいるんだろうと思うんです。なかなか実際国も県もそこまで把握ができてないのかもしれないけれども、感染した人は相変わらずやっぱり感染しにくいんですか、状況はどうなんですか。これからもワクチン接種を積

極的に呼びかけていくのか、どういう症状、今までなった人でもまだまだワクチンを打った方がいいんだよというふうに呼びかけていくのか、それとももう打ちたい人だけが打ってねというふうな呼びかけを今後も続けていくのか。マスクの着用の有無とか消毒の有無とかもそうだと思うんですけど、引き続き感染症対策は気をつけますということなんだと思うんですけど、そこら辺がどのように今後、例えば私が聞かれたときでも、わしゃもう5回打ったんじゃないけど、実は1回感染したんじゃないけど、まだ打たにゃいけないのかなとか、そういったことを言われたときに、いやいやもう感染されとろうが何だろうが積極的に打ったほうがいいですよというふうにお伝えしたほうがいいのか、もうそんなことには触れないで御判断にお任せしますってしたほうがいいのか、そのあたりもしエビデンスもあればいいんでしょうけど、なかなか難しいんだと思いますが、そのあたりを教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 新型コロナウイルス感染症対策室主幹。

○新型コロナウイルス感染症対策室主幹（大西隆之君） 溝手副委員長の御質問にお答えさせていただきます。

確かに接種につきましては感染症対策という部分では接種していただいたほうが望ましいと考えるんですけども、接種につきましては個人の自由という形になっております。強制ではございません。ですので、確かに感染された方につきましてはある程度の期間、抗体のほうはお持ちでしょうけれども、それもある程度の期間が過ぎれば抗体のほうはなくなってしまいますので、期間に応じて接種のほうを希望される方につきましてはお勧めをしますというところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（兼新型コロナウイルス感染症対策室長）（上田真琴君） 少し補足をさせていただきます。

ワクチンの接種につきましては、一つはその対象者がどういった方かというところがあるかと思えます。特に今回令和5年度ですけれども、高齢者ですとか基礎疾患を有する方、こういった重症化リスクの高い方については公的介入という形で一応接種勧奨、努力義務の対象になっております。一方でそれ以外の方については努力義務とかの対象にはなっていないが接種の対象となっているということで、ちょっと差がつけられている形になっておりますので、特にこのワクチンについても発症予防というよりは重症化予防というところの効果のほうが大きいのものがございますので、そうした相手の方が高齢者の方、重症化率が高いかどうかというところでその接種を勧めるかどうかというところ、そういった方については心配されるより接種を勧めていく、またそういった方が接種できるような体制をつくっていくということを市としては進めていきたいと思っております。

それと、山名委員の御質問の中で自宅療養支援がございました。こちらとしては、基本的には5類になってインフルエンザと同じというところがございますので、原則としては外出制限もないの

で終了ということではあるんですけども、その電話相談窓口というのはずっと市としてはあるというのはホームページやこういったチラシでも周知しておりまして、そこの相談の中で個別にそうしたことが必要だということがあれば随時対応していくということで、御指摘の面の改善も含めて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項の7、日中一時支援事業について、当局の報告を願います。

福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） それでは、報告事項の7、日中一時支援事業について御報告させていただきますので、資料の11、30ページをお開きください。

(1)費用額（委託料）の改定状況についてでございますが、令和5年2月8日に開催されました文教福祉委員会では令和4年7月分からの改定内容等について御報告をさせていただいたところですが、その後事業所の方々と話し合いをし調整等をした結果、令和5年3月23日付で令和5年7月1日分からの費用額（委託料）を一部増額する要綱の改正を行ったところでございます。

具体的な状況について、表を御覧いただければと思います。

令和4年7月からの改定状況も併せて記載をしておりますが、このたび改定をしたものは一番右の太枠の表の色のついた部分でございます。金額の改定の施行日は令和5年7月1日からとしております。これは、この日中一時支援事業を利用されている皆さんに利用申請の更新をしていただくタイミングに合わせております。また、令和4年7月からの改定時に設けた障がいの程度に応じたABCの区分設定及び事業提供時間の区分については変更しておりません。そして、金額の改定につきましては、令和4年7月からの改定により事業所の運営に大きく影響し減収となった区分Cの額を増額すること、また時間区分が2時間以下といった短い時間の預かりでも職員の人件費や施設の賃借料、光熱水費などの固定費は発生しているということから、区分BとCの2時間以下の枠の増額割合を高くした金額設定としております。

具体的には色のついた箇所になりますが、区分B、こちらは手帳等の所持者の2時間以下の枠を1,400円から2,450円、1.75倍に増額しております。また、区分C、こちらは要支援の区分ですが、2時間以下の枠を800円から1,400円、1.75倍の増額、2時間を超え4時間以下を1,600円から2,000円、1.25倍に、4時間を超え6時間以下を2,400円から3,000円、1.25倍、6時間を超え8時間以下を3,200円から4,000円、1.25倍、8時間を超えるを4,000円から5,000円の1.25倍に増額をしております。なお、入浴や送迎の加算額については変更しておりません。

この改定額の設定に当たりましては、委託料改定に関する要望書を提出されました5事業所の

方々とは令和5年2月9日に改定額のご案内をお示しして意見交換の場を持ち、その後それぞれの事業所を訪問して話し合いをし、改定案に御了承を得たものでございます。

そして、全事業所の皆様に3月29日付の文書で改定の内容をお知らせし、同時に令和5年度の委託契約の御依頼をしていますが、どちらの事業所からも異論とか御質問はなく、契約を無事締結できている状況でございます。

また、利用者の方々への周知につきましては、5月12日付で日中一時支援事業利用申請更新の手続の御案内をさせていただきますが、そちらのほうに同封する形でお知らせ文書を発送する予定としております。

次に、(2)の実績額及び利用人数ですが、令和4年度の実績数値が出ました。実績額は8,097万8,297円で、対前年度比で85.5%、14.5%の減。延べ利用人数は2万3,856人で、対前年度比825人の増。実績額を延べ利用人数で除した額が3,394円、対前年度比で717円の減、実利用人数は318人で7人の増という結果になっております。

次に、(3)費用額（委託料）改定による影響の見込額ですが、このたびの費用額の改定の影響が大きい障がい児の御利用が多い事業所で、利用登録者数が25人以上の事業所を対象に見込額を試算したものでございます。算定に当たりましてこれらの事業所の長時間利用の多い8月の夏休みの部分と10月、こちらは通常時ということで、令和4年8月と10月の区分で平均の利用数を用いて試算をいたしましたものでございます。これで見ますと、夏休みの月では令和4年7月の改定により185万7,200円が146万6,930円に、割合にすると79%減額をしましたが、このたびの改定で162万1,930円に、割合にすると111%増加をします。また、通常時で見ますと、令和4年7月の改定により135万1,730円が97万5,400円に、割合にすると72%に減少しましたが、このたびの改定で112万3,300円に、割合にしますと115%に増加となっております。

なお、この金額につきましては区分ごとの平均人数を用いているんですが、利用者が他の事業所と比べてかなり多い事業所が1箇所あるために、平均値が高めに振っておりますので、金額だけ見ると高いと思われる印象があるかも思いますが、増減の比率とイメージとして見ていただければと思っております。

日中一時支援事業についての説明は以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） 今報告を受けた日中一時支援のことにに関してなんですけども、これが7月1日から値段が変わるということで、ここに今ある表というのは事業所に支払われる分ですんで、利用者の方はここが1割負担というふうになるんです。その中で言わばC区分の方というのは令和4年6月30日までは一番左の表の1割だったんで、4時間以下だったら287円でしたけども、それが今この6月30日までは2時間以下だったら80円になると。それがまたこれが7月1日から

140円になる。こういうように値段がころころと変わるわけで、これが利用者の方へこの通知がこの12日に発送されるというのはあるんですけども、そこら辺のところの説明で何でこれがまた変わったんですかと言われたときに、この説明をどういうふうに課のほうでは対応していくのかというのは。

○委員長（萱野哲也君） 福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） こちらの改定額の利用者への周知につきましては、今事業所の方々にはその事業所を利用されている方への事前にある程度利用料金が変わるといったことのお願いはしていただくようにはしてるところなんですけど、市としましてこのたびの改定に次ぐまた改定ということに対しての改定した理由といたしましては、多分改定してすぐというような印象があるかもしれませんが、実際事業所の方々から事業を継続するのが危ぶまれるといったような影響が複数出てきたという実態を受けて要望書も提出され、一般質問等でも議員さんからの御質問をいただいたところでございます。その後各事業所のほうからもいろいろ経営状況を市としましては確認をいたしましたけど、減額の状況が大きく影響してるということが確認できましたので、改定に向けての作業を進めていきまして、御要望のあったCの区分及び2時間以下のところを中心に改定をさせていただいたということを御理解いただけるように説明をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。事業所のほうからも利用者の方への説明があつてということで、分かりました。

そこの先ほどの説明であつたんですけど、一般質問でも確かにこの話がありまして、その中で事業所のほうにもいろいろと協力をしてもらいたいというような答弁があつたと思うんです。市のほうがこうやって委託料を改定することに関して、じゃあその事業所のほうもこういうことで我々の事業所は頑張っていくとか特色を出していきますよというようなことがあつたと思うんですけど、これは今までの話合いの中でそういったのが出たかどうかというのは分かりますか。

○委員長（萱野哲也君） 福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） この料金の改定に当たりまして各事業所の方々とお話をした際には、特色を出してくださいというよりは本来のこの事業の目的と適正な利用、そして障がい児が自分らしく生きられることを第一に考えて、それぞれの最適なサービスの利用を支援していきましようというような原点に立ち戻ったところでの改めて確認をいただいたところでございます。

ですので、そういった事業所ごとに特色を出して頑張るというよりは、もう原点に立ち戻ってちゃんと適正な事業の運営を適正に子どもに与えていけるようなことをやっていまいしょうというような確認をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。先ほどもありましたけど、確かに原点に戻ってというこの部分なんですけど、ここの日中一時の問題、これは今回の料金改定であったというのも一つの問題があるんですけども、ここのことはABCというふうに区分を分けたというところで、そのBの手帳を持ってる子、障がい児・者になるんですけども、Cというのは手帳を所持していない人たちです。俗に言うグレーゾーンと言われる方々であるんですけども、本来であればやっぱりその子たちもできればしっかり手帳を取って療育というものをしっかり受けるべきだとは思うんですけども、ここら辺に関して手帳のメリットですとか、取った場合のメリットというのをしっかりと伝えられるようになっているのか、そこのところ。この問題、今回その手帳を所持してていないというところもあると思うんです。ここは福祉課としてはそういう人たちに関してその手帳へのメリットをお伝えするというのを今後やっていっていただけられるのでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） 今御質問にありましたBとCの区分がグレーの子が多く、特にCの区分をBにできないか、実際手帳を持ってる子と同じようにサポートが必要などというようなC区分の子がいるという問題は事業所の方々からお聞きしておりますので、福祉課としましてはそういった個別のケースが出た場合は個別に御相談いただきながら関係の各課と相談してやっていこうと思っているところなんですけど、その中でおっしゃられたような手帳を取っていただければBの区分にすぐなるわけで明らかに判定しやすいんですけども、なかなかその保護者の方によりましては手帳を取りたくないとか、養育も受けるつもりはないといった御両親のお考えもある方もいらっしゃいますので、なかなか取ってくださいますか取ったほうがいいですよというような誘導はなかなかしづらいのが実態でございます。という中で、BとCのところの区分をある程度判定しやすいようなことの実組として、療育を受けている方が頂く調査票というところの項目が13点以上というところは一応Bになるということがありますので、療育を受けない方でもこの調査を受けることができ、第三者が見ても13点以上あるんだというようなことが判定できるような例えば仕組みを何かできないとか、そういったことを今福祉課では考えているところなんですけど、今すぐこうするとCがBになるよとかということとはなかなか難しいけど、個別に対応して関係各課と協力しながら何かいい手段はないかということを考えていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

以上もちまして、本日の調査事項及び報告事項は全て終了しました。

これもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後 3 時14分